

第六十五回 参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和四十六年三月十八日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

三月十六日
辞任 堀本 宜実君
補欠選任 米田 正文君
三月十七日
辞任 米田 正文君
補欠選任 堀本 宜実君
三月十八日
辞任 森 八三二君
補欠選任 初村瀧一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 河口 陽一君
理事 亀井 善彰君
委員 園田 清充君
杉原 一雄君
村田 秀三君
沢田 実君

委員

久次米健太郎君
小枝 一雄君
小林 国司君
櫻井 志郎君
鈴木 省吾君
高橋 衛君
初村瀧一郎君
堀本 宜実君
北村 暢君
前川 旦君
片山 武夫君
河田 賢治君

衆議院議員

農林水産委員長 草野一郎平君
國務大臣 農林 大臣 倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官 宮崎 正雄君
農林大臣官房長 太田 康二君
農林省農林經濟局長 小暮 光美君
農林省畜産局長 増田 久君

事務局側

常任委員会専門員 宮田 秀雄君
農林省畜産局衛 生課長 信藤 謙蔵君

説明員

農林省畜産局衛 生課長 信藤 謙蔵君

本日の會議に付した案件

○卸売市場法案(第六十三回国会内閣提出、第六十五回国会衆議院送付)

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河口陽一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

卸売市場法案を議題といたします。倉石、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 卸売市場法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

生鮮食料品等を取り扱う卸売市場は、多数の農林漁業者に対し安定的な販路を提供することにも、都市の消費者にとっての日常食料品の配給機構の中核となるという重要な役割を果たしておりますが、近年、卸売市場をめぐる諸事情は、都市

化の進展、消費の高度化、産地の大型化、小売りの近代化等急激に変化しつつあります。このよう

な動向に対応して生鮮食料品等の生産及び流通の円滑化をはかるため、中央卸売市場に関する制度を改善するとともに、中央卸売市場以外の卸売市場についても統一的な法制を整備すべきであるとの要請が、生産者、消費者その他各方面から高まっております。

こうした情勢にかんがみ、卸売市場制度改正の方向につき、中央卸売市場審議会において調査、審議するなど広く各界の意見を求めつつ慎重な検討を重ねた結果、この際、中央卸売市場法を廃止し、新たに、中央卸売市場のみならず、その他の卸売市場をも含めて、その整備を計画的に促進するための措置、その適正かつ健全な運営を確保するための措置等を定めることが必要であると考へ、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容について御説明申し上げます。

第一は、卸売市場の整備改善を長期の見通しに立って計画的に推進するための措置であります。すなわち、農林大臣は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画を定めるものとし、また、都道府県知事は、これらに即して、都道府県卸売市場整備計画を定めるものとしております。

第二は、中央卸売市場に関する規定であります。中央卸売市場につきましては、基本的には現行の中央卸売市場法に基づく制度を引き継ぐこととしておりますが、その開設及び運営のあり方等につき所要の改正を行なうこととしております。

また、広域的な市場行政を展開する等の見地から、市場の開設資格、市場の開設認可の基準、中央卸売市場開設運営協議会の設置等に関する諸規定を整備することとしております。

次に、卸売業者について他の法人に対する支配関係の届け出その他業務運営の適正健全化をはかるための措置を定めるとともに、仲卸業者及び売買参加者に関する規定を整備することとしております。

また、中央卸売市場における売買取引について、適正な価格形成と取引能率の向上をはかり、かつ、流通秩序を保持する等の見地から、せり売りまたは入札の原則及び委託販売の原則とその例外措置について所要の規定を設けるほか、卸売りの相手方の制限、せり人の登録、仲卸業者の業務の規制等について定めることとしております。

第三は、地方卸売市場に関する規定であります。まず、中央卸売市場以外の卸売市場でその施設が一定規模以上のものを地方卸売市場として、その開設及び卸売の業務は、条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとしております。

また、地方卸売市場における売買取引について、買い受け人等に対する不当な差別的取り扱いの禁止、せり売りまたは入札の原則等を定めるとともに、開設者及び卸売業者に対する都道府県知事の監督処分等に関する規定を設けることとしております。

以上のほか、中央卸売市場の施設整備についての国の補助等について定めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(河口陽一君) 本案に対し、衆議院において修正がなされておりますので、この際、修正

点について、衆議院農林水産委員長草野一郎平君から説明を聴取いたします。草野一郎平君

○衆議院議員(草野一郎平君) 卸売市場法案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者の卸売業務についての業務または会計に関する改善措置命令に加えて、卸売業者が支配関係を持つて法人の業務または会計についても必要な改善勧告をとれるものとする点であります。

第二点は、卸売業者に事故等のある場合において、開設者等が卸売業者にかわつて臨時に卸売業務を行なうことができる点とする点であります。

第三点は、地方卸売市場の開設計可基準として、都道府県卸売市場整備計画との関係に適合するように規定することです。

第四点は、都道府県卸売市場整備計画の審議事項として、都道府県卸売市場整備計画を明定することです。

衆議院農林水産委員会において三月九日自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により賛成多数をもって修正すべきものと議決し、三月十一日の本会議において修正されました。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(河内陽一君) 次に、補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。小暮農林経済局長。

○政府委員(小暮光美君) 卸売市場法案提案理由の補足説明を申し上げます。お手元に別刷りで補足説明をお届けしてございます。

卸売市場法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき補足させていただきます。

第一章は、この法律の目的、定義等について定めた総則的な規定であります。

定義につきましては、「生鮮食料品等」とは、野菜、魚類、肉類等のいわゆる生鮮食料品のほか、一般消費者の日常生活に必要な加工食品及び政令で定める農畜水産物をいうものと、「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のための市場で、卸売場その他の取引及び荷さばきに必要施設を設けて継続して開場されるものとしております。

また、「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費の面から見て特に重要な都市及びその周辺の地域における卸売の中核的拠点として、農林大臣の認可を受けて開設される公設の卸売市場とし、「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものとする点としております。

第二章は、卸売市場整備基本方針等に関する規定であります。

まず、農林大臣は、卸売市場の適正な配置の目標、近代的な卸売市場の立地及び施設に関する基本的指標、卸売市場における取引及び物品の荷さばき、保管等の合理化に関する基本的事項、卸売業者の経営の近代化の目標等を内容とする卸売市場整備基本方針を定めなければならないものとしております。

さらに、農林大臣は、卸売市場整備基本方針に即し、生鮮食料品等の流通及び消費の面から見て特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称、取り扱い品目の適正化または施設の改善をはかることが必要と認められる中央卸売市場の名称、その取り扱い品目の設定、施設の改善等を内容とする中央卸売市場整備計画を定めなければならないものとしております。

また、都道府県知事は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即し、当該都道府県における卸売市場の適正な配置の方針、近代的な卸売市場の立地及び施設に関する指標等を内容とする都道府県卸売市場整備計画を定めることができるものと定めています。

第三章は、中央卸売市場に関する規定であります。

中央卸売市場の開設につきましては、第三章第一節に規定してあります。

農林大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化をはかる必要があると認められるものを、中央卸売市場開設区域として指定することができるものとしております。

この開設区域において、都道府県もしくは政令で定める数以上の人口を有する市は、農林大臣の認可を受けて、中央卸売市場を開設することができるものとしております。

この場合、これらの都道府県、市等が共同して設立する一部事務組合も、中央卸売市場を開設することができるものとしております。

認可の基準については、当該市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること、当該市場が適切な場所に開設され、かつ、相当の規模を有するものであること、業務規程の内容が法令に違反しないこと等を定めております。

また、農林大臣は、中央卸売市場整備計画の適正かつ円滑な実施をはかるため、関係地方公共団体に對し、開設の促進等について勧告をすることができるとする点にも、中央卸売市場の開設者等は、中央卸売市場の開設運営に必要事項を調査審議させるため、他の地方公共団体の代表等の参加を得て、中央卸売市場開設運営協議会を設置することができるものとしております。

中央卸売市場の卸売業者等につきましては、第三章第二節に規定してあります。

卸売業者の業務については農林大臣の許可を受けなければならないものとすること、一定の要件を備える卸売業者の合併等を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外とする

ること等の諸点につきましては、おおむね現行の中央卸売市場法に基づく制度を引き継ぐこととしておりますが、卸売業者の業務運営の適正化と財務の健全化を一層推進する観点から、卸売業者が営業の譲り渡し、合併等をする場合において譲り受け人等が卸売業者の地位を承継するには、農林大臣の許可を受けなければならないものとする点、卸売業者が他の法人の株式の二分の一以上を所有する等他の法人に対する支配関係を持つに至ったときは農林大臣に届け出なければならないものとする点、卸売業者の事業年度を統一すること等に関する規定を設けることとしております。

また、中央卸売市場内の店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けたる生鮮食料品等を仕分けしまたは調製して販売する仲卸の業務は、開設者の許可を受けた者でなければ行なつてはならないものとする点にも、開設者は、市場の業務の規模、取り扱い品目の性質、取引の状況等に照らし、仲卸業者を置く必要がないと認めるときは、業務規程でその旨を定めることができるものとしております。

中央卸売市場における売買取引につきましては、第三章第二節に規定してあります。

中央卸売市場において卸売業者が行なう卸売りにつきましては、せり売りまたは入札の方法によらなければならないものとし、また、自己の計算による卸売りをしてはならないものとしておりますが、一定の規格もしくは貯蔵性を有し、かつ、供給事情が比較的安定している物品または品質等が特殊であるため需要が一般的でない物品のうち業務規程で定めるものの卸売をするとき等においては、この限りでないものとして、価格の平準化と取引の能率化に資することとしております。

次に、売買参加者について、中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けるときにつき開設者の承認を受けた者をいうものと規定するとともに、卸売業者は原則として仲卸業者及び売買

すること等の諸点につきましては、おおむね現行の中央卸売市場法に基づく制度を引き継ぐこととしておりますが、卸売業者の業務運営の適正化と財務の健全化を一層推進する観点から、卸売業者が営業の譲り渡し、合併等をする場合において譲り受け人等が卸売業者の地位を承継するには、農林大臣の許可を受けなければならないものとする点、卸売業者が他の法人の株式の二分の一以上を所有する等他の法人に対する支配関係を持つに至ったときは農林大臣に届け出なければならないものとする点、卸売業者の事業年度を統一すること等に関する規定を設けることとしております。

また、中央卸売市場内の店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けたる生鮮食料品等を仕分けしまたは調製して販売する仲卸の業務は、開設者の許可を受けた者でなければ行なつてはならないものとする点にも、開設者は、市場の業務の規模、取り扱い品目の性質、取引の状況等に照らし、仲卸業者を置く必要がないと認めるときは、業務規程でその旨を定めることができるものとしております。

中央卸売市場における売買取引につきましては、第三章第二節に規定してあります。

中央卸売市場において卸売業者が行なう卸売りにつきましては、せり売りまたは入札の方法によらなければならないものとし、また、自己の計算による卸売りをしてはならないものとしておりますが、一定の規格もしくは貯蔵性を有し、かつ、供給事情が比較的安定している物品または品質等が特殊であるため需要が一般的でない物品のうち業務規程で定めるものの卸売をするとき等においては、この限りでないものとして、価格の平準化と取引の能率化に資することとしております。

次に、売買参加者について、中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けるときにつき開設者の承認を受けた者をいうものと規定するとともに、卸売業者は原則として仲卸業者及び売買

すること等の諸点につきましては、おおむね現行の中央卸売市場法に基づく制度を引き継ぐこととしておりますが、卸売業者の業務運営の適正化と財務の健全化を一層推進する観点から、卸売業者が営業の譲り渡し、合併等をする場合において譲り受け人等が卸売業者の地位を承継するには、農林大臣の許可を受けなければならないものとする点、卸売業者が他の法人の株式の二分の一以上を所有する等他の法人に対する支配関係を持つに至ったときは農林大臣に届け出なければならないものとする点、卸売業者の事業年度を統一すること等に関する規定を設けることとしております。

また、中央卸売市場内の店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けたる生鮮食料品等を仕分けしまたは調製して販売する仲卸の業務は、開設者の許可を受けた者でなければ行なつてはならないものとする点にも、開設者は、市場の業務の規模、取り扱い品目の性質、取引の状況等に照らし、仲卸業者を置く必要がないと認めるときは、業務規程でその旨を定めることができるものとしております。

中央卸売市場における売買取引につきましては、第三章第二節に規定してあります。

中央卸売市場において卸売業者が行なう卸売りにつきましては、せり売りまたは入札の方法によらなければならないものとし、また、自己の計算による卸売りをしてはならないものとしておりますが、一定の規格もしくは貯蔵性を有し、かつ、供給事情が比較的安定している物品または品質等が特殊であるため需要が一般的でない物品のうち業務規程で定めるものの卸売をするとき等においては、この限りでないものとして、価格の平準化と取引の能率化に資することとしております。

参加者以外の者に対して卸売りをしてはならないものとしております。

また、中央卸売市場のせり人は、開設者の行なう登録を受けているものでなければならぬものとし、せり人の資質の向上等をはかることとしております。

仲卸業者の業務につきましては、その中央卸売市場の開設区域内においては、販売の委託の引き受けをすること及び当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売することを原則として禁止することとしております。

また、開設者は、毎日の入荷数量等を各市場の見やすい場所に掲示するとともに、毎日の卸売りの数量及び価格についても、すみやかに公表しなければならぬものとしております。

中央卸売市場における監督につきましては、第三章第四節に規定してあります。

農林大臣は開設者及び卸売業者に対し、開設者は卸売業者及び仲卸業者に対し、それぞれ、必要な報告を求めまたは立ち入り検査を行なうことができるものとしてあります。

このほか、農林大臣及び開設者による監督処分、監督命令等に関し所要の規定を設けてあります。

第四章は、地方卸売市場に関する規定であります。

地方卸売市場の開設等についての許可につきましては、第四章第一節に規定してあります。

まず、地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとしてあります。

その許可の基準については、都道府県知事は、申請者が資力信用を有しない者であるとき、業務規程の内容が法令に違反するとき、事業計画が適切でないとき、市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認めるとき等においては、許可をしないものとしてあります。

次に、地方卸売市場において卸売りの業務を行

なうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとしてあります。その許可の基準については、都道府県知事は、申請者がその卸売りの業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識経験または資力信用を有しないと認めるとき等においては、許可をしないものとしてあります。

地方卸売市場の業務についての規制及び監督等につきましては、第四章第二節及び第三節に規定してあります。

まず、地方卸売市場における売買取引につきましては、開設者及び卸売業者は、出荷者、買い受け人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならないものとして、卸売業者はその卸売りについて、原則として、せり売りまたは入札の方法によらなければならないものとして、開設者は毎日の入荷数量並びに卸売りの数量及び価格を公表しなければならないものとする等々を定めてあります。

次に、都道府県知事は、開設者または卸売業者に対し、必要な報告を求め、または立ち入り検査を行なうことができるものとするともに、法令違反等の場合における許可の取り消し等の監督処分について定めてあります。

また、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場につきましても、都道府県知事は、その開設の許可の申請があつた場合には、農林大臣に報告し、その意見を求めなければならないものとしてあります。

なお、第四章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めるとし、各都道府県の流通実態に応じたきめこまかい規制監督が行なわれ得るように配慮してあります。

第五章は、卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会に関する規定であります。

卸売市場に関する重要事項を調査審議するた

め、農林省に卸売市場審議会を置くものとするほか、都道府県は、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができるものとしてあります。

第六章は、助成その他に関する規定であります。

国は、地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成または取得をする場合においては、予算の範囲内において、当該施設のうち重要な施設の改良、造成または取得に要する費用の十分の四以内を補助することとができるものとしてあります。

また、税制上の特別措置として、地方卸売市場の開設者等が農林大臣の認定を受けたところに従つて合併した等の場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税及び登録免許税を軽減するものとしてあります。

附則におきましては、所要の経過措置等に関する規定を設けてあります。

なお、引き続き資料の説明をさせていただきます。

お手元に卸売市場法案参考資料、横長の印刷物がお配りしてあります。

まず第一ページでございますが、中央卸売市場の概況について図を用いて御説明いたしております。現在すでに開設いたしました都市が二十八都市、五十八市場でございます。

それから第二ページ、第三ページには中央卸売市場における生鮮食料品等の取り扱い高の推移、その市場取り扱い高が全流通量に占めるシェアの推移といったものについて二ページ、三ページで示してございます。

それから四ページから六ページまでは中央卸売市場の卸売業者、仲買業者及び売買参加者の概要でございます。

それから七ページは中央卸売市場における委託品あるいは買い付け品——受託でありますか、買い付けでありますか——その割合を物別に示してございます。これが上段です。青果につきましては委託が圧倒的に多いわけですが、冷凍

品等を含む水産物におきまして買い付けの率が非常に高まっております。近年は、買い付けの割合が五割以上というような数字が水産物の場合は出ております。なお、下段には、中央の卸売市場における卸売手数が表示いたしてございます。

それから八ページ、九ページは中央卸売市場の施設整備事業の実施状況でございます。

それから十ページにまいりまして、中央卸売市場以外の卸売市場の都道府県別の数字が示してございます。全体で三千五百七十八くらい、総合が百七十九、青果千六百十二、水産千七百七十三、食肉千四百四十四という形に相なっております。

それから十一ページ、十二ページは、これらの市場がどのような組織で開設されているかという経営形態についてでございます。公共団体、事業協同組合等、農協、漁協、株式会社といったようなことになっております。株式会社が四二・四％、一番多くなっております。

十三、十四、十五ページは、これらの市場の用地面積、それから卸売場の面積、あるいは取り扱い高といったような地方市場の規模についての説明をいたしてございます。非常に細かいものが多いという形を読み取れると思ひます。

それから十六ページ、これらの地方の卸売市場につきましても条例の制定がございまして府県の状況を示してございます。

それから十七ページからあとは補足資料でございます。たとえば十七ページが人口集積の動向。次第に人口が国の一部に片寄りつつあるということが数字をもつて示されております。

それから大型産地からの入荷状況の推移あるいは小売業の概況、消費者の購買動向等について各種の資料がございまして、これは、補足資料でございますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

○委員長(河川陽一君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(河口陽一) 次に、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○堀本宜実君 簡単な事務的なことについてお伺いをいたしたいと思います。この家畜伝染病予防法の改正案が付議されるわけでありまして、この法律はいろいろな変遷を経て昭和二十六年家畜伝染病予防法として制定されたものでございまして、約二十年間の歳月が流れておる。むしろ、この改正はおそきに失したのではないかと、いろいろうらみがございます。しかし、いま幸い当局者が踏み切って改正をされたことには敬意を表するのであります。

そこで、これは一部改正となっておりますが、全面改正に近いものであらうというふうに思います。主たるところは全面的に改正をしておるといふふうに思いますが、どうでしょう。

○政府委員(増田久君) 確かに二十六年から現在まで約二十年間、その間にいろいろな家畜事情の変遷あるいは獣医学の発達、その他から考えますと、現行の法律というものが実態に合わない面が多々出てきた、そういう点は今回の改正におきまして漏れなく盛ったつもりでおるわけでございます。それを全面というか、一部というかにつきましても、まあいろいろ御議論のあるところでございしますが、われわれとしてはできるだけ漏れなく盛ったつもりであります。

○堀本宜実君 この改正の主たる点は、もはや伝染病として、法定伝染病として扱う必要がないというところで落としたもの、新しくその疾病が猛威をふるって法定伝染病とならなければならぬもの、伝染病として新しく指定されたものについて、概要についてお話しを願いたいと思います。

○政府委員(増田久君) 今回の法改正におきまして、家畜伝染病として最もきつい規制を加えるものから除外いたしましたのはトリパノゾーマ病、トリコモナス病、仮性皮疽、馬バラチフス、羊痘、かいせんの六種類でございます。この病気に

つきましては現段階におきましてはほとんど発生を見ず、また今後流行のおそれもない、またそれに對する対策も十分立ち得ると、こういう病気でございまして。しかしこれは流行性の伝染性疫病であることについては依然として変わりはないわけでございます。新しく家畜伝染病として加えましたものはヨネ病とアフリカ豚コレラでございます。このうちアフリカ豚コレラにつきましては現在日本には入ってはいませんが、現在アフリカ、ヨーロッパの一部、特にスペイン等では発生を見ている死亡率一〇〇%というような猛威をふるっているビルス性の病気でございまして、これをわが国に侵入せしめないと、そういう意味におきまして、このヨネ病と並んでアフリカ豚コレラを指定したわけでございます。

○堀本宜実君 まだ日本に入ってきていない伝染病を予防的な処置のために法定伝染病として指定をされたということは私はけっこうだと思えます。勇氣ある処置だと思えます。当然そうでなければならぬと思うのでございまして、それらの病性について、およそこれに關係のあります獣医師等に周知せしめなければ、日本に入つておらない病気であるというような形で、それを発見したものは直ちに届け出なければならぬと法律に書いてあります。届け出ようにも日本に入つたことのない病気等についてはきわめてその診断、治療等に対する概要はことに地域的に低いと思ふが、それに対するたとえば文書なり、あるいは病性の徴候なり、いろいろな方法があると思ふますが、講習なり何なりを通じて習得せしめる考え方を持っておりますか。

○政府委員(増田久君) 先生の御指摘のとおりでございますので、すでに一部、これは全国また全部というわけにはいっておりませんけれども、一部でこの病性等について講演会を開催しております。これを全体に及ぼすつもりであります。またわれわれの關係の雑誌等を通じて、その周知方については現在すでに努力をしているところ

でございます。

○堀本宜実君 今度改正されたものに家畜伝染病が発生したときは、獣医師は「当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長にその旨を届け出なければならぬ。」ということが規定されたわけでございますが、これはきわめて重要な私は、この法律改正の中の柱とも言うべきものであらうというふうに思っています。

そこで、まず、お聞きをいたしますが、その第四條の中に、家畜が家畜伝染病以外の伝染病、省令でこれを定める、というふうに書いてございまして、きわめてわれわれが見ますとよくわかるのであります。一般の人が見ると、家畜伝染病以外の伝染病というふうなもののように書き分けることは、法定伝染病とそうでない、指定されない伝染病、省令で指定される伝染病、二つの伝染病があるというふうに理解をしなければなりません。そこで省令で定める伝染病とは一体何を意味されておるのでございまして、どういふ病気を届け出なければならぬというのでしょうか。

○政府委員(増田久君) 四條で新しく定めようとしております家畜伝染性疫病とは、現在われわれ考えておりますのは、次の十三のものを考えております。トリパノゾーマ病——先ほど落としました六つのものでございまして、トリパノゾーマ病、トリコモナス病、仮性皮疽、馬バラチフス、羊痘、かいせん、それに破傷風、水腫性口炎、牛バエ幼虫症、それから伝染性胃腸炎、これは豚の病気でございまして豚赤痢。それから伝染性気管支炎、これは鶏とかアヒル等がかかる病気でござい

ます。伝染性喉頭気管炎、これも鶏やアヒルがかかる。この以上の十三のものをこの四條の対象の法定の伝染性疫病と指定する考えでおります。

○堀本宜実君 これは愚問のようでございしますが、家畜が疫病にかかったときに届け出なければならぬ義務を獣医師に負わせますが、その行為に對しまする処置、手当等についてはあとから何う

ことといたします。

まず家畜が病気になる場合には獣医師に診療をしてもらわなければならぬというのが通例ですが、——このところよう聞いておいてももらわぬといけません。家畜は腹が痛いから医者を呼んでくれなんて言わないのです。熱がして気分が悪いから早く注射してくれなんて言わないのだ。(笑聲)そこで、伝染病以外の病気でございまして、獣医師が診断をしない限り発見できない。診断をしない限りしろうとはこれは伝染病でございまして、法定伝染病以外のものでございまして、何でもない病気でございましてというふうな区別のできる人はたいへん少ないと私は思う。そういう非常に危険なものでありますが、一般伝染病か伝染病でないかわからない。家畜が病気で死んだのかあるいは斃死したのか、何かにびっくりして死んだのか、そいつはまあわからないとして、そういう斃死をした、死亡をした家畜はどういう経路をとりますか。昔は土地に埋めたり、伝染病ならば焼いたりしたわけですが、いまごろは違つてきておると思ひますが、どういふことになりますか。その経路をひとつ話してもらえませんか。

○政府委員(増田久君) 現在におきましても、斃死いたしました家畜につきましては、へい獣処理法という法律、その法律に基づき厚生省令が現在もあるわけでございますので、従来どおり化製場あるいは埋却場に持つて行つて処理するということになつておるわけでございます。

○堀本宜実君 それでは、へい獣処理法によつてへい獣処理場でそれを肥料にしたりあるいはわゆる骨を焼いて化成肥料をとつたりするであろうと思ひますが、その場合、検案書、これは診療をしてもらふのともらわぬ場合があると思ひますが、それは獣医師の診断書を必ず添付しなければならぬということではなからぬと思ひますが、そういうふうになつておりますか。

○政府委員(増田久君) まあこのところは率直にお話ししなさいかぬ点があるわけでございますが……

たり、人畜共通の伝染病等にかかったら自分が伝染病にかかるかもしれないような危険な仕事をするのに、家業をほっておいてここで雇われてくるのに、九万円が切れるようなことで、終息したら、はいさようならでお払い箱になるんでしょ。少し私は常識がなさ過ぎるよう思うんですよ。いままでの御努力は多しですが、なお今後この問題については特に御努力をこの機会にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次にお伺いいたしますのは、輸入をすることについての規定が出ておりますが、従来は国を指定して、この国からは何々の動物を入れてはならないというようになっておったかと思ひますが、変わりありましたか。以前と同じですか、よう勉強しております。

○政府委員(増田久君) 現在のところ同じでございます。

○堀本宜実君 そうですか。

それでは、防疫については従来と同じで、種類、国、時期等を届け出て許可を受けるということでございますか。

○政府委員(増田久君) 今度の実法は法律の三十何条でございまして、七条だったと思ひますが、改正して、輸入しようとするときに、あらかじめ種類、数量、時期、場所等について動物検査所に届け出なさいと、こういうことで届け出た場合に、必要があれば、所長さんが場所、時期等を変更する必要があるという規定を設けたわけでございます。御承知のように、たてまえとしてはでございます。ただそれより輸入する場合に、こういう病気の問題がございまして、港とか、空港というものを指定するのは、これはやむを得ないことだと思ひますけれども、それ以外に時期、数量、場所等については、できるだけ向こうのほうの希望をかなえてやるということがたてまえであらうかと思ひておりますが、現実の問題にいたしますと、一つは、検査所の施設の問題、あるいは人の問題があるわけでございます。国といたしまして、その施設の整備については格段の努力をいたしておる

わけでございますが、場合によっては一つの港に牛なり馬が集中して、これをさばき切れないというような場合がある。あるいは十分牛の担当者がいないようなところに牛が入ってくるというようなことになりまして、かえって輸入するほうに迷惑をおかけすることになるわけでございまして、これは事前に届け出ていただきまして、できるだけ検査の仕事が円滑にやれるということを期待してやられたわけでございまして、そういう点で実質的にはいままでの輸入業務の仕事と申しますか、いままでは御承知のとおり、輸入割当て制というものがございました。そういうところで、そのときに時期、場所等の条件をつけておったわけでございまして、それを輸入割当て制度でございまして、それを輸入割当て制度で漸次なくなっていくということ等も考えまして、今度の規制を設けたわけでございまして、ちなみに申し上げますれば、先進国の輸入防疫で、こういう規定を設けていない国は実はどこにもない、各国ではもっときびしい規制をしておるのが実態でございます。

○堀本宜実君 まああまり変わらなとおっしゃったが、今度は少し私は変わっておると思うので、その変わったことについてはお話になりましたので、了解をいたします。それでけっこうだと思ひます。これは患者、及び疑似患者となつたことを届け出なければならぬことになって、これまたいへんめんどうなことになると思ひます。それが、それよりも一度家畜が伝染病にかかったら、畜主は知らないで、伝染病にかかる場合が多いわけですが、購入してきたものが伝染病であつたりいろいろします。そこで、家畜の移動禁止をやります。それから集合開催の制限を受けます。それから、放牧が制限を受けます。それから消毒の指示がございまして、どういふ消毒をしないかという消毒の指示がございまして、それから、畜舎の消毒の義務がございまして、それから検査が無論あります。それから、薬液、薬浴等が起つてくるわけでございまして、それから注射、投薬最後が殺処分というものになる。それで手当金を、たとえば十万円する牛

ならば最高が五分四ですか。であらうと思ひます。満足にはもたないということになるわけですが、一たび伝染病が発生したらいへんなことになりわけです。いま言っただけのことを皆やらなければならぬ。ですから、これは畜主にとつてはほんとうにかわいそうなことであると思ひますが、何かこういふことができないように、このころは多数飼育という時代になつてまいりました。農家戸数は、畜産戸数というのはいふと減少して、そういう場合に、たとえば酪農、大家畜、乳牛、あるいは豚、その他養鶏、多数の養鶏等をやつておるところが、今後は共同で獣医を求めるといふか、そういうことをして、みずからその疾病の予防を自衛的にすることではないと、法律つくつたから伝染病はないようになるとお思ひになりましたらたいへんな間違いだと私は思ひます。そういうものでなくして、それがためにこれはまた補助なり手当なり指導なりをしてやらなければならぬと思ひますが、そういうことをする御意思はございせんか。

○政府委員(増田久君) 先生御存じだと思ひますけれども、中小家畜につきましましては、いわゆる自衛防疫方式といふことで、獣医師さんを中心としたしまして、地域の農民が一体となつて、みずから伝染病の発生予防をするといふことを四十三年から強力に進めてまいつてきておるわけでございまして、それに伴ひまして、たとえばワクチンだとかあるいは消毒の器具というふうなことに、現在助成を行なつておるわけでございまして、将来また事態の変遷に応じていろいろの助成を考へていくといふことはこれはまた当然のことであらうと思つております。

○堀本宜実君 六十二条の自主的措置、助言、指導を行なうということになっております。これは局長さんのおっしゃつた自衛手段のことが意味してあるのであらうと思ひますが、この自衛手段といふのは私はよほど考へて再検討をする必要があると思ひます。これはたいへん

長くなりますので簡単に申し上げますが、伝染病予防といふと、自分の家畜の伝染病を予防するのである、自分が予防するのであるといふことで、そこに自衛手段といふことがこの上に入つてきますので、自分でワクチンを買ひ、自分で注射をし、自分で抗生薬品を飲ますといふようなことが行なわれておるわけですが、それがたいへんな悪いことをしておる。どういふ悪いことをしておるかといふことを例をあげようとおっしゃれば申し上げるのでありますが、病性診断等でも最近たいへん混乱をしまつておるのであります。これは等しく科学者の認めるところであります。なおかついろいろな抗生物質を家畜に与へ、それがうまく治療できないということになりますと屠場へ参ります。それが肉となつて屠場には入らんとすることによつて、いわゆる消費者の側からいろいろな問題が提起をされておるのでございまして、そういうふうな自分の家畜を自分でやればいのだといふことで、これはどの程度でよろしいといふか、どの程度ならかまわないといふか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(増田久君) そのどこまでがみずから認められ、どこからいけなかつたかといふことにつきましては、解釈がございまして、たとえば他人が頼まれて反復継続いたしまして診療行為をやるといふことはこれはもう明らかに違反であります。しかしながら自分の家畜にある薬を与えたりといふことは自分の財産の管理の一形態というふうなことで、それをしなすもとめるわけにはなかなかないところがある。ただ問題は、伝染性伝染病の場合でございまして、それを自分の財産だからといふわけで自分で勝手に処理をするといふことは、とりもなおさず他人に非常な迷惑をかける可能性のある問題でございまして、そういう問題につきましましては私はあくまでもこれは獣医師さんの領域に属すべきものといふふうに考へておるわけでございまして、はたしてその病気が伝染性伝染病なりやいなやという判断がまたそこに問題があるわけでございますので、そのところに

非常に限界を引きにくい問題があるわけでございます。で、解釈は解釈といたしまして、現実には自衛防疫というよりも、このごろ農民の方々が非常に衛生思想、衛生知識というものが旺盛になってきております。ということと同時に、率直に申し上げて日本くらい薬が安直に買えるところも実はないというところが相まちまして、いわゆる自分で獣医師の類似行為ということがしばしば行なわれているわけでございます。そういうことでそれがいろいろの公害を起しているということも事実で、先生の御指摘のとおりでございますが、同時に、一億万羽、二億万羽というより鶏のようなものを考えた場合に、それを全部獣医師さんでやりこなし得るのかというような問題になります。またそこにも現実的な、理論は理論といたしまして現実的な問題があるわけでございます。そういう意味でわれわれとしましては、自衛防疫をやる場合にも必ず獣医師さんというものを中核としてやること、そしてその指導に従って衛生活動と申しますか、防疫活動に従事することというようないふことを強く指導をしていくわけでございます。できるだけ、しろうとの生兵法と申しますか、そういうことはさせないで、専門家の獣医師さんの指示、指導のもとに防疫活動をやるというのがわれわれの基本的な考え方でございます。

○堀本宜実君 局長のお話よくわかりました。まあそういう御答弁しかできないのであらうと思いますが、やむを得ないのであらうと思っております。これは私の考えですが、共同で囑託なり、委嘱なりをして、その人の指導に待ってその畜主というものがやるということにしなければ、規則はたいへんめんどうい規則をつくっておいでも、実態に沿わないようなことではよくないかと思っております。そうして抗生物質というものは、アクロマイシンでもペニシリンでも何でも買えて、それを今度は動物に飲ませますのですね。ですから、豚の丹毒でもその他の伝染病でも、あるいは豚コレラでも、従来定型的な、昔の本に書いてあるような病性なんというものはないのだ。何か病

気があるとそれを買ってきて飲ますからだんだん変になって見たこともないような病気で——私らの仲間が、近ごろ新しい病気ができましたと言ふから、そうか、何という病気だと言ふと、病名はわかりませんよと、豚コレラに似ているし、あるいは丹毒に似ているし、いろいろな病気に似ていると、こう言う。似ているのじゃなくて、そういう抗生物質を使ってそしてやることに問題があるのだから、かえって高い薬を買って自分が自衛的にやるということ自体が、消費者の側から残留薬が出てきた、公害だといって騒いでいるでしようが、そういうことになるのです。また肥育をさせるために、御承知でしよるが、抗生物質を使っているというものは、知っているのです。か——知っておればいいが、そういうふう肉の中に出てくるものだからね。そういうものについての指導をするように、共同で雇えなんと言わないうで、国も少し指導して、金でも出して雇いやすいようにしてやったらどうかね。これはもう言いたところで、そうしなさいと言わねえだろが、言にくいだろうが、気持ちには私はずでなければいけません。これは、そうでない私はこの公害の問題についても、それから抗生物質の乱用等を取り締まる方法はないかと思っております。

そこで、特にこのことを申し上げておいて、もう一つ、自衛防疫という名前を変える意思はありませんか。自衛防疫なんというから、自分で防疫は何でも買ってきていろいろ強い薬を飲ませればそれでいいというように誤解を受けているのではないかと思ふのだが……

○政府委員(増田久君) 自衛防疫ということばがいろいろそういう誤解もあるのかもしれないけれども、そういうものが一般に非常に通って、それで農民の理解を得ているわけでございますので、いま直ちに変わる気持ちは持っておりません。

○堀本宜実君 それではそういうことについて誤解のないよう指導を——そう強めていくことはいいですね。

それから最後ですが、いままでお話ししたしま

したように、これは今度の改正だと開業獣医師に強い負担をかけておるのです。そういうふうにお思ひになりませんか。これは開業獣医師に頼めばいいじゃないかというのだが、診療する義務が起つてまいりますから、頼まれれば行かなければならぬ。行かなければ、診療しなければならぬという事になっているのです。そこで行ったら、今度は届けを出さなければならぬ、届けを出すには単なる肉眼的な検査や触診だけでは困るでしよる。そうならば顕微鏡も使わなければならぬ、あるいはその他のいろいろな近代的な検査器具を使わなければならぬようになってくる。これは開業獣医師としてはなかなか今後この改正によって重い義務といえますか、負担がかかると私は思ふ。この義務を履行する対価として何か開業獣医師といふものを指導してやるよい方法というか、あるいは何かありませんか。

○政府委員(増田久君) 医療関係につきましましては特別の融資があることは御存じのとおりでございます。

○堀本宜実君 何に對してですか。

○政府委員(増田久君) 一般の医者に對しましては、そのために特別の融資制度があるのであります。それは獣医師さんが必ずしも入っていないといふ、そういう事実があるわけでございます。そういうことにつきまして、これは厚生省所管でございますので、厚生省と協議いたしまして、できるだけ獣医師さんのほうにもその特別の融資ワケが設けられるように今後努力してみたいと思っております。

○堀本宜実君 これは特に厚生省に言うのはいいが、これはほんとうにやってくださいよ。これはもう一つ申し上げますが、国民金融公庫が獣医師に金を貸さないのです。国民金融公庫でも金を貸して——あれは五十万か、最大百万円ぐらいだと私は思ふのだが、これも獣医師がいろいろと頭微傾や、このごろ心電図とかいろいろのものを買わなければならぬようになってきているのに、借りに行ったら貸してくれない。中小企業の

最低の三公庫、三つの金融機関があるが、その中で一番低い国民金融公庫等にも融資の道がない。私は毎回のことは国民金融公庫の人たちにお話をいたしましたのです。去年からはいたしません、去年までは毎年いたしてまいりました。どうぞ農林省あたりもこういうことをこの際指導するといひますか、役所内のことでございますから、話し合ひをされて、相当の便宜をはかっていただけるようにされるがよいと思ひます。以上をもちまして——答弁は要りません。

○小枝一雄君 関連。私は全国肉用牛協会の会長をいたしております。農林省をはじめといたしまして農林委員各位の懸命なる御支持によりまして、漸次減少をいたしておりました肉用牛が増加の道をたどっているという状況になってまいっております。われわれも全力をあげて努力いたしておるところでございます。今後ともよろしくお願いしたいと思ひます。

畜産局長にお尋ねを一ついたしておきたいと思ひます。肉用牛関係者が一番おそれておられますのは口蹄疫であります。口蹄疫の発生は、日本では数年前には数カ所ありましたが、現在は、現在のところではないようでありまして、どうも世界各国なかなかしょうけつをきわめて、もうもうと煙を立てて焼き払っているというふうな写真なんかもわれわれ見ているのであります。これははなはだおそろしいことであります。一たん口蹄疫にかかると、つめは割れる、口は割れる、そういうことで、ちやうど人間の子供が奇形児になるというのと同じことであります。役牛を離れて肉をつくるというためにのみ飼う日本の畜産といたしましては非常に大事な問題であります。

先年、中共肉輸入の問題がありまして、そのときにも政府並びに各位の真摯な御努力によりまして事なきを得たのであります。そのとき私は、どうも生かしてはおかぬように言われてだいたい反対を受けたものでありますけれども、非常に喜んでいたのであります。今後こういう外国の畜産物の輸入に際しては、個体にかかわらず肉にかかわら

ず、輸入のときに十分注意をされる必要があると思ふのです。これはただ単に口蹄疫のみならず、他の伝染病に対してもそうでありますが、現在は私はないと思ひますが、今後はひとつ慎重にやっていた方がいい。農林省といふまでもいろいろな対策、いろいろな考慮をめぐらしておるに思ひますが、もし御意見がありましたら、局長から一口伺つておきたいと思ひます。簡単に一問だけお願いしておきます。

○政府委員(増田久君) 確かに外国でありまして、日本に入つてくればたいへん損害を与えるであらうという病気が多々ございます。その防疫につきましても、農林省としては万全を期してゐるわけでございまして、これは一たび入りますと、まさに大公害問題でございまして、これは慎重の上にも慎重を期すべきもので、こういうふうにならねば考へてゐるわけでございまして。ただ、先生のおっしゃいましたことばの中に、ちよつとおことばを返すようにございしますが、日本ではまだ口蹄疫は発生してございせん。牛痘、牛肺疫、口蹄疫、鼻疽、羊痘といふこれい病気は日本には全然まだ侵入を許してございせんので、この点は御安心をお願いしたいと思ひます。

○小枝一雄君 もう一点。そこで外国の牛を国内に輸入するというような場合、あるいは肉を輸入するといふような場合には、そういう危険もあるといふことでありまして、ただ簡単に農林省の畜産局で考えられるのみならず、各方面の意見を聞いて慎重に対処されるようにお願いしたいと思ひます。これを希望いたしておきまして、私の質問を終わります。

○委員長(河口陽一君) 午前の質疑はこの程度にとどめまして、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後一時八分開会

○委員長(河口陽一君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次発言をお願いします。

○北村暢君 今度の家畜伝染病予防法の直接の審議に入る前に、若干畜産の施策問題についてお伺いいたしますが、配布いたされた参考資料によると、「家畜の飼養戸数及び飼養頭数の推移」によりまして、近年逐次畜産全体の点はそれなりに進んでおると思ひますが、肉用牛が四十五年度において停滞をしておるようであります。それはからもう一つ、豚ですが、これもまた、ことはビッグサイクルの時期にありまして若干頭数がふえておりますけれども、ここ数年の傾向を見ますと必ずしもふえていないのであります。したがって、前に農林省が発表しました「生産の長期見通し」、これを若干この問答のありました「農業生産地域指標の試案」というので訂正されておりますけれども、この五十二年度を目標にいたしました生産計画といふものは、私は、いまの進展でいくならばどういふこれは目標を達成することができないのではないかと、このように思ひます。したがって、この現状において停滞している理由を一体那辺にあるのか、また、この五十二年度を見通した生産目標といふものを達成する見通しが立っているといふことが簡単に言ひ得るのかどうかという点の見通しについて、まずお伺いいたします。

○政府委員(増田久君) 長期見通しにつきましては、先生の御指摘のありましたとおり、乳用牛につきましても平均二・二倍、肉用牛一・六倍、豚二・九倍、採卵鶏一・五四倍、ブロイラー四・五倍といふような、四十一年度でございまして、そういうものを立ててゐるわけでございまして。それで、御指摘のとおり、全体として見ますれば順調な伸びとしておりますけれども、確かに肉用牛と豚、特に肉用牛に問題があるわけでございまして。先生御承知のとおり現在のわが国の肉の生産内訳を見てまいりますと、牛肉のうちの四五%

は実は乳牛関係でございまして。しかも、全体の五五%は乳用牛の肥育したものでございまして。こういうことで、肉用牛の中に占めます乳牛関係のウエートといふものは日増しに大きくなつていきまして、これは酪農の発展と軌を一にいたしました順調に伸びていくものと期待をいたしてゐるわけでございまして。われわれが肉用牛の見通しを立てた中におきまして、いわゆる肉用牛の肥育の問題も頭に置いてこの計画をたてておるわけでございまして。ただし、和牛につきましても、先生御指摘のとおり、非常に停滞的な面がございまして、幸い南九州等におきましては近代的な生産形態といふものも、萌芽的ではございますが、これは漸次近代化の方向に向かつていくものと期待をいたしてゐるわけでございまして。

豚につきましては、確かに、ほかのものがおおむね一〇〇%に近い、あるいはそれをこすような達成率で進んでおる中におきまして、必ずしもその点だけ達していないという点は御指摘のとおりでございますけれども、御存じのとおり、豚の構造改善と申しますか、は、非常に勢いよく現在進んでおります。現在、平均で十四・五頭と、こういうようなことでございまして、現在二十頭規模以上の農家が全体の四・五%、そこに占めますシェアがもう七割をこすというふうな状態に相なつてきております。この傾向というものが今後急速に進むものと私は考へておるわけでございまして、その間におきまして、当然零細な経営の脱落といふものがそこにあるわけで、ちよつと豚の経営につきましても、そういう過渡期にこそ数年はあつたといふふうに私は考へております。

そういう意味で、豚につきましても、今後はそういう一つの合理化の軌道の線上に、合理化と生産の規模拡大といふものが順調に進みますので、おおむね豚につきましても、五十年までの計画といふものは達成可能ではなからうかと、かように考へてゐるわけでございまして。

○北村暢君 畜産局長のそういう説明は、まあ農

林省の見通しは、先ほど堀本さんから言われたように、見通しが当たつたことはあまりないわけなんです。あまり畜産局長の説明は私は信用はいたしません。いま、そんなまやかし問題じゃないのです。あなた、簡単にそういういまの五十二年度の目標が達成できるなんというまやかし環境ではない。だから、この問題は時間がいまから、後ほどまたやりまして、大臣がおられるのはあと十五分でございますから、その論争はまたやるとしまして、その一つの大きな問題として、養豚一つ見ても、多頭飼育の方向に対して、いま大きな問題がやはり出てきてゐる。それは飼料の値上がりであります。それからまた、いままでの多頭飼育といふのはいわゆる肥育に重点が行き過ぎて、素畜の対策がおくれている。あるいはこの多頭飼育の問題と関連して大きな問題になつてきたのは、ふん尿処理の畜産公害の問題、これらの問題を解決していかなければ、この豚のこれから生産の成長率といふものは、そう簡単に伸びていくといふふうには私は考へられな

い。したがって、ここに大きな、えさの値上がり問題と関連して、畜産物の価格の問題が非常に大きな問題です。それですでに畜安法によつて、今月中に加工原料乳の価格、それから豚の肉の価格の問題がさしたる問題になる。

それで私は大臣のおられる間にまずお伺ひしておきたいのですが、畜安法による安定価格は「畜産振興審議会」の意見を聞かなければならぬ。といふことになつておりますから、加工原料乳の保証価格といふものは、私はもう当然これは引き上げられなければならないと思ひます。それからまた、基準取引価格等についても、その水準は引き上げられなければならない。これはもう養豚農家にとつて、もうさしたる問題ですわね。したがってこれは、この準備ができてゐるのかどうなのか。この乳牛、乳価の問題、それから豚肉の問題、これについても畜産振興審議会に意見を聞かなければならぬ段階に來てゐるのですから、私は引き上げられなければならないと思ひます。

ですが、一体大臣はどうか対処されようとしているのですか。この点をひとつ具体的に回答を願いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまこの乳価と豚肉のお話、両方のように拝聴いたしましたのであります。御指摘のように、両方ともそういう時期に来ております。そこで私どももいたしましては、その審議会等にお願いをいたします資料について、ただいま鋭意検討をいたしておる最中でありまして、お話のございましたように、私どももいたしましては、一方において消費者及びそれに關する物価の問題もありますが、一方においてはまた、お話のございましたように、輸入飼料はああいう状態でありまして、で、そういうようなことを考えてみますと、私どももいたしましては、これから大いに伸びるべき産業であるこのほかに難問が出ておりますことは、もう御指摘のとおりであります。そこで、そういうようなものもろの案件を中心にしたしまして、これから審議会におはかりをいたして、それを参考に決定いたしましたまいりたいと、こういうことでいま鋭意資料を調整中でございます。

○北村暢君 大体そう答弁せられるのではないかとおつたのですがね。私はこの豚肉の安定基準価格と、それから乳価の問題についてはいま引き上げられなければならないだろうということでは質問しているわけです。だから、引き上げる程度はどのくらいかということで検討しているというならわかるけれども、それまで大臣はなかなか答弁ばかりして、鋭意検討中と、こういうことのようにすがね。これは来週はもう、そうしますと、この引き上げの額だの何だの言えないなんということはないでしょうな。きょうはまだまだちょっと時間があるようですけれども、来週となるとこれはもう絶体絶命のところに來ますよ、これは。だからこれは、きょう大臣がそういう答弁をするのではないかと、きょうはこの程度としておきます。あと十分しかありませんから、論争できませんからね。きょうはあまりやりませ

んが、来週はこれはひとつはつきりこの委員会で説明ができるようにしていただきたい。これは法案の成立するかしらないかにも大きな關係を持つてまいりますから、そういう意味で私はこれははつきりしていただきたいと思つて、それから論争はいたしませんから、そういうことで、この価格問題については当面の検討しなければならぬ問題ですから、そういうことで、私はこのままのような答弁では簡単にすらすらと通すわけにはいかない。この法案を審議する限りにおいて、これはその覚悟をしておいていただきたいと思うのですかね。

そこで、特にこの価格の問題と關連をいたしまして畜産物の輸入の自由化が進みますね。まあ四月までには馬が自由化になるのですか。九月ごろまでにすま豚肉等が自由化されるという予定になっていますね。これに關連して、先ほど私の言つた豚の生産というのに対して、非常に難關が出てきている。それに加えて、貿易の自由化による畜産農家の不安といふものは、これは簡単に処理できない問題として残つていふところなんですけれども、すでに農林省にも豚肉の輸入自由化については、自由化を養豚農家の経営が安定するまで思ひどとまってももらいたいという要請が行つてはいます。しかし、政府はすでに自由化を決定しております。それに対してどのようにこの対策を練られておるか。輸入自由化、かりにも方針が曲げられないとするならばどういふ対策があるのか。いま決定しているその自由化の方針をしばらく待つことができないのか。待てないとするならばその対策はどうなのか。この点をひとつお答え願いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 豚につきましては、いまお話のとおりであります。總じて私どもは、稲作転換のために必要な作物を選んでそれにできるだけ力を入れてまいりたい。しかも豚につきましては、きょう大臣がそういう答弁をするのではないかと、きょうはこの程度としておきます。あと十分しかありませんから、論争できませんからね。きょうはあまりやりませ

題等につきましてもそれぞれ対策を講じ、融資等もやつて近代化を促進してまいらうつもりであります。しかし、そこでいまお話の自由化の問題も出てまいつておりますが、自由化の方針につきましては、北村さん御存じのように、全般的に私ども政府としてはできるだけのことはして自由化を促進してまいらうつもりであります。豚につきましては、私も、農作物の中きわめて大事な部分を占めておるものでありますので、それぞれその状況に応じて措置を講じていかなければなりません。そういうことを考えてまいりますという、緊急の場合には緊急の関税措置も講じなければならぬ。これは御承知のように、自由化をいたしましてもそういう点はこちらの自由でございまして、そういうときに適宜な措置が、彈力的に關税制度等を採用してわが国の養豚に支障のないようにしながら対処してまいらうということを考えているわけでありまして。

○北村暢君 抽象的に御答弁ですけれども、その豚肉を自由化するということになると、畜安法による価格安定制度といふものが現状でいふのかどうなのかといふことが大きな問題になります。自由化することによつて国内の豚肉の価格といふものについて非常に大きな影響が出てくる。いままでの畜安法による政府の価格政策といふものに私は変化が起ころざるを得ないのじゃないかと思つております。そういう点について検討されているのか。

それからまた、關税制度といふことのようにだけれども、關税制度も考えなければならぬだろうという程度のことでは自由化といふことが私は十分とは言えないと思つております。非常に不安を持つていられるわけですから、その關税といふものが一体どの程度に考えられるかといふことも、内容的にはやはりはつきりして、その貿易自由化の及ぼす影響といふものが、直ちに国内の畜産農家に影響が出てくる。自由化しても万全の体制がとられて、農家は心配ないという体制、こういうものがなければならぬと思つております。いまのよ

うな程度のことでは、私は農家は納得しないのではないかと、畜安法による豚の価格の上位安定価格なんといふのは有効に働かないことになるのではないかと、そういう心配を持つております。したがって、もう価格制度に非常に大きな影響が出てくるだろう、こう思つております。そういうことは配慮されたことがあるんですか。どういふふうに検討されようとするんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私のところへ全国のいろいろな養豚家たちから直接に手紙などがまいります。そういうのを拝見しております。それと、それと、それと、自由化はしばらく待つてもいい、自由化はいつの種類の、もう一つは上位安定価格を基準にして關税政策を考へよう、けさほどなぞまいっております。地方の団体からそういうようなものも來ております。政府としては、養豚といふものが農産物の中に占める重いウエイトをよく心得ておりますし、したがつて、そういう立場から、先ほど来お話のような事柄について自由化を実施いたしますまでの間に十分掘り下げて検討いたし、また学識経験者等の御意見等も十分に拝聴いたしたり、生産者団体の意向もよく聞いてみたりして、不安なからしめる措置を講じてまいりたい、こういうことでいまいろいろ検討しておるわけでございます。

○北村暢君 よく大臣は検討、検討と言つてますが、その検討は結果がいつごろ出るのでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 検討はつまり長くかかる長距離の検討もあつて、先ほど御指摘のように乳価とか、そういう豚肉とかといふことについて、これはもう何といつても時間が非常に狭いわけでありまして、したがつて、検討には短かい検討もあり、長い検討もあつて、先ほど申し上げましたように、自由化を政府がやるという方針を立てましたので、自由化までにはそういう検討を掘り下げてまいりたい、こういうことであ

事実でございます。これに対しまして国からも、たとえば乳牛につきましては牧場から乳用牛につ

きまして七百頭程度、それから肉用牛につきましても同程度の家畜を配置してやっておるわけでございますが、先生が御承知のとおり、その種畜といふものについてはどうしても新しい血といふものが、質の問題もありまされども、新しい血をどうしても外国から入れてこなければならぬという問題が一つあるわけでございます。そういう点が一つありまして、これはどうしても将来にわたって種牛といふものは輸入していかなければならないと思っております。ただ、確かに乳用牛につきましては四十三三年等なんか見ますとあまりちよつと多過ぎる。乳用牛は多い。これは馬も共通でございますが、横文字のついた種畜をとるとぶという、どうもそういう癖と申しますか、私は一般にそういう、日本の家畜人の中にどうも外国種のものといふ、舶来崇拜というやうな感じがどうもある。その点についてわれわれの努力の足りない点もあるかと思つてゐるのでありますけれども、そういう点については牧場を中心にしてひとつこれ考え直していかなければならないと思つております。

それでは、答へが前後いたしますけれども、今後のたとえ牛の改良ということになりますと、全部これは凍結精液という形で行なわれるということになつていくわけだと思つてゐるのですが、そうするとどうしても牛といふものの能力といふものをしっかりと見きわめた形で初めて精液を供与するということが必要になつてまいります。そういう意味で私たちは本年度から牧場を体系的に組みかえまして、いわゆる牛の後代検定制、要するに娘牛の子供をとつてみて、その結果がいかか悪いかといふものを判断して、その結果初めてそれを種畜として供与する。その間精液は採取しまして凍結をしておく、保存しておく。よければそれを使うし悪ければ使わない制度になるわけですから、そういうので、それは一頭についての検査期間が約四年から五年かかることに相なると思いますが、そういう制度を国内でやりますればこの辺の輸入の増加あるいは外国種に対する必要以上

の崇拜といふか、そういうものは漸次なくなつていくのではないかとふりに考へておるわけでございます。

それから初生びなの問題でございますが、先生も十分御承知のとおりでございますが、従来わが国の種畜牧場のあり方といふものは、日本の養鶏界がそれまでどちらかといへば創業的な飼ひ方であつた、飼ひ方も五十羽、百羽、二百羽といふやうな零細な規模で飼われていたという事実も反映いたしまして個体の改良、個体能力の改善ということに最大の力を置いておつたわけでございます。そういう意味ではもう世界的水準に達しておつたわけでございます。しかしながら、御存じのとおり、多頭飼育といふやうなことになるやうな、その一羽、一羽の能力ではなくして大群飼育に必要な強健性とかあるいは斉一性、こういうやうなものがどうしても要求される。そういうものについての改良という体制については残念ながら日本は非常におくれおつた、もう全然その体制といふものは牧場においてできてなかつたというのが事実でございます。

そういうことのために昭和の四十年代になりまして急速に初生びなの輸入といふものが行なわれまして、当時昭和四十年ごろは、三十九年はわずかに外国種のもは日本の全体のひな数のシェアは一四％でございましたけれども、四十四年は実に七五％まで外国種が入るといふやうな形になつてゐるわけでございます。こういうことではいけないといふことで白河の牧場、岡崎の牧場、それから兵庫の——これはブローラーでございますが、それぞれを急速に整備いたしましたして、岡崎におきましてはいわゆる系統造成といふことを精力的にやる、その系統造成したものを白河に持つていっていわゆる四元交配という形で実用種をつくるというやうなことをやりました結果、従来の改良についての相当の高い技術水準といふものもありましたので、現在ではその成績は急速にあがつてまいりまして、現在の段階では外国種に負けな

いといふものが全部出てまいつてきております。

したがって、いまやもう普及段階に入つてまいりまして、現在はいわゆる国産種鶏増殖センターといふやうなものを具の牧場あるいは農協等に委嘱してつくつてその普及体制に入つた、そういう結果だと思ひますけれども、現在のシェアは四十四年の七五・九％をピークとしまして四十五年には少しづつ下がつてゐる。それで国内種のシェアがこれから非常に回復していくのではないかと思つております。

なお、ちなみに申し上げますけれども、日本の初生びなの輸出は現在輸入量よりもはるかに多い四百万羽以上のものを海外に輸出しているという状況でございます。

○沢田実君 それではいませつかく統計表の質問が出ましたので、続いて統計表の質問をいたしたいと思ひますが、八ページの「その他の動物」で、三十五年八万六千八百四十四というものが、四十年からうがたんと少なくなつてしまつておりますが、どんなものが入つておつてどうしてなくなつたのか。

○政府委員(増田久君) 三十五年に「その他の動物」というところで八万といふ数字が出ておりますが、その当時はペット用の家畜でございます。ペット用といふは、賞玩用の鳥、そういったものは検査の対象にしておつたわけでございますが、それを四十年から対象といたしておりません。その結果、四十年に急速に減りまして、現在入つてきておりますのはたとえば動物園に行く動物その他がその中に入つてくるわけでございます。

○沢田実君 初生びなが四十年から急速にふえておりますが、これはどういふ理由でこんなにふえたのか。

○政府委員(増田久君) 先ほど北村議員にもお答え申し上げましたが、この段階におきます日本で生産される初生びなといふものは多数羽飼育といふものについては必ずしも適性を持つていなかった。そういうことで、日本種に変わりました外国の初生びなが急速に増加したというのが実態でございます。

○沢田実君 私どもしろうとでよくわかりませんが、実は農水の委員会である研究所を視察いたしましたときに、日本の鶏を改良していったほうが優秀なのにアメリカから何でも買つて来るといふか、そのためにいろいろの病菌なんかも入つてきたのだといふやうなお話もございましたが、これは専門的な話になりますけれども、課長さんのお考えはいかがですか。

○説明員(信藤謙蔵君) 一つは、外国種は非常に大量供給システムが完備いたしております。最近の專業経営におきましては、御承知のようにオールイン・オールアウトという制度をとつておりまして、一時に三千羽から五千羽の鶏を入れたかえりという必要がございますが、残念ながら国産鶏におきましては、そういう大量にひなを一時に供給するといふやうな場所が必ずしも多くなかつたといふことが、一つの国産鶏が衰退した原因ではないかと考へております。

○沢田実君 そうしますと、鳥の質ではなしにふ化する施設の問題であると、こういうことです。

○説明員(信藤謙蔵君) 鳥の個体、個体の能力は必ずしも劣つてないわけでございますが、集団で飼うときに非常に集団で飼ひやすいとか、あるいは病気が少ない、強健性があるとか、卵の大きさがそろつておるとか、ブローラーにいたしますと、ブローラーの肉の質がそろつておりますとか、そういう意味におきまして外国種のはうが一步進んでおるといふことは認めざるを得ないと思ひます。

○沢田実君 局長さん、そういう事情ですと、いわゆる日本系の鶏を改良していくことも大事なことだと思ひますが、いまおつちやつたやうな改良の研究及び、いまの御説明だと施設を拡充して何千羽でも何万羽でもふ化できるやうなことが大切なわけですが、そういうことに対しての農林省の方針はどうですか。

○政府委員(増田久君) 現在、国の種鶏場、鶏の牧

場が四場ございますが、これにつきましては四十四年度から四十三年度にわたりまして急速に近代化をいたしました。ちよつと冗談話になりますけれども、その改良前までは牧場で一羽当たりの坪数が三十坪に一羽という非常に少数な羽数しか飼われていなかったわけでございますけれども、現在、国で飼われております鶏の数は十六万羽というような数字で飼われておりまして、そういうことをバックにいたしまして急速に現在の品種改良というものが進められておりまして、もはや現段階では外国びなには一歩もひけをとらない段階に入つておると私は断言していい段階だと思つております。

○沢田実君　そうしますと、四十四年、四十五年はこの輸入はずつと減つておりますか。

○政府委員(増田久君)　四十四年、四十五年は横ばいの状態に入つています。

○沢田実君　次に、馬のことですけれども、これは北海道へ参りましたときに、競馬用の馬のことなんかでいろいろな陳情を受けたりなんかしたわけですが、一頭数千万の馬も入つておるようですけれども、二百二頭という馬は最高どのぐらいの入つておりました、金額にしまして総額どのぐらいの輸入が行なわれておるのか、わかりましたらお答え願ひたいと思います。

○政府委員(増田久君)　金額のほうにつきましては後ほど資料でお出ししたいと思ひますけれども、馬につきましては種畜として四十四年に二百二頭、四十五年百三十四頭、これは種畜としてというよりも、おもに競馬用種馬でございます。一番高い馬は約一億七千万程度の種馬が輸入されておる次第でございます。

○沢田実君　右の端のほうの農産物というところ、三十年、三十五年で切れてしまつてゐるのがあります、この内容は何でしょうか。

○政府委員(増田久君)　一般に農産物というものは検査の対象にはなつていないわけでございますけれども、たとえば香港とかで口蹄疫が発生した、そういった場合におきましては、その当該の

地域から入つてくる農産物につきまして検査の対象とするわけで、現行法律の第四十条の第二項の規定によりまして、そういう時期を限つて検査をするわけでございます。その結果この時代に行なわれまして飼料関係、えさでございます。

○沢田実君　それでは私、牛と豚と鶏と三品だけお尋ねしたいわけですが、何せしろうとでございますので初歩的な質問のみいたしますが、その点よろしくお願ひします。先ほどいろいろお話がありました、畜産物の需要が激増いたしまして、諸外国との物資の交流が頻繁化いたしております。畜産物の輸入も増加をいたしておりますが、最近の牛の輸入の実績等ちよつとお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(増田久君)　牛の実績は、これは乳用の種牛と肉用の種牛と、それから肉用の三つに分かれるわけでございますが、この肉用というものは、これは沖繩から入れているものでございまして、これは一応国内扱いとして数字からははずして申し上げたいと思ひますが、種牛といたしまして四十二年に六百十八頭、それから四十三年に千五百十五頭、それから四十四年に九百六十六頭、四十五年に一千五十八頭の種畜が輸入されております。

○沢田実君　輸入検査の検査体制についてお尋ねしたいんですが、どういう現状になつてゐるか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(増田久君)　現在動物検査所は横浜に本部を置きまして四つの支所と十の出張所を持つて八十三名の防疫官で防疫事業をやつておるわけでございます。ただしこの八十三名につきましては、本年度さらに増員をいたしまして、四十六年度中には防疫官を百名にする予定でございます。なお検査の関係の施設といたしましては、棟数が四十棟、坪数は七千七百五十坪、房数というのか、家畜をつなぐ房数は六百二十九、これによりまして現在瞬間的に馬四十四頭、牛六百頭、豚千三百頭の施設を持つてゐるわけでございますが、四十

六年にはさらに自由化の方向も考えまして、福岡あるいは成田、神戸、横浜につきまして、それぞれ施設を拡充する方針でございます。

○沢田実君　輸入された種牛は何日ぐらいそこへ置いて検査をなさるわけですか。

○政府委員(増田久君)　これは省令の五十条に、動物によりましてそれぞれきまつております。それで偶蹄類一牛は偶蹄類でございますから十五日でございます。ただし輸出の場合は七日でございます。

○沢田実君　その期間で法定伝染病はちろん、それ以外の伝染性疾患等についても完全に防疫ができるのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(増田久君)　非常に技術的な点もございます。この外国から参ります畜畜につきましては、まず輸入前におきまして健康であるということの証明を輸出国の政府に要求をいたしております。国によりましては輸出国におきまして三十日ないし六十日の検査をすまして、ものを輸入をいたしておるわけでございまして、本来日本に到着いたしましてからの十五日間には、もちろん可能な限りあらゆる伝染性疾患につきまして検査をするわけでございします。したがって非常に悪性の伝染病等は輸出国の検査におきまして除去されるわけでございします。もしも日本に参りましてその十五日間検査をいたします。さらに省令にもありますような疑問がある場合には、いつまでも保留を延長いたしまして綿密な検査をいたしておるわけでございします。

○沢田実君　四十五年の春に、北海道で何か発生したらしいんですが、輸入牛で牛バエ幼虫症というのが発生した、牛バエの幼虫が牛の体内に寄生するらしいんですが、皮膚から組織内に侵入する、というふうな病状のように聞いておりますけれども、この状況はどうでしょうか。

○説明員(信藤謙蔵君)　牛バエの幼虫症は、確かに牛バエが牛の足に秋ごろ卵を生みまして、その小虫が皮膚をせん孔いたしまして、そうしてその

小虫がずつと体内を移行いたしまして、春ごろに背中の皮の下に出てまいりましてそこでサナギになるわけでございします。そのサナギになりましてさらに五月、六月ごろに穴をあけて出てまいりまして、地面に落ちる。そのときに皮に穴があきま

す。そのために皮に損害が起り、あるいはその周囲の肉が少し色がつくといったような害をいたします。病状でございます。従来この病状につきましては検査所で見つけ次第皮を切皮いたしまして虫を摘出するという方法をとりまして、完全に防疫をいたしておつたわけでございします。最近非常に一方所に肉牛等におきましては集団で牛が入る場合がございします。そういう場合たまたま背中の皮の下に残つておつた牛バエがあつたものと思われまして、多少北海道それから青森の一部に発生をしております。

○沢田実君　そういうことで十五日間ぐらいでは、こういう問題もありまして不十分ではないかとわれわれしろうとは思つたわけでありますけれども、それはやむを得ないことですか。

○説明員(信藤謙蔵君)　検査いたします場合には、二十八種類の伝染病を主体といたしまして、それを絶対に国内に入れないという体制をかためておるわけでございします。また生きた家畜が入る以上、いろいろな病気にまだわからない病気がございしますと思ひますが、一匹のそういう牛バエでも入れないということは非常にむずかしいわけでございます。牛を入れたらには多少そういった心配もございします。着時検査して解放いたしましてから地元に行きまして、都道府県の家畜防疫員によりまして厳重に監視をさせております。牛バエ等はその後絶滅も可能でございます。今後一そうそういうものについては入らないように努力をいたしたいと思つております。

○沢田実君　局長さん、そういうような問題もございします。保留、いわゆる検査の検査の強化も必要だと思ひますけれども、いまのようなことで法定伝染病だけを主体にいたしますと、なかなかそれもむずかしいと思ひますので、やはり一定

期間隔離飼育するといふ方法があると思ふわけですが、そういう問題に対する農林省の方針ですが、そういうものを承りたいと思ひます。

○政府委員(増田久君) 私のほうでは、今度の法律改正におきまして法定伝染病と申しますか、家畜伝染病に準ずる伝染性疫病といたしまして十三種類の病気を指定することにいたしております。

その中にいま御質問にありました牛バエ幼虫症といふようなものも対象にして届け出をさせるということにいたしました。早期発見につとめるわけでございますが、そういうものがありますれば、法律の定めるところによりまして、これを絶滅するための必要な体制を強化していくということで、特にいまおっしゃったような問題は、この省令で定める指定伝染病としてその対策を進めていきたい、かように考えております。

○沢田実君 いまおっしゃったのは資料のどこでしょう。

○政府委員(増田久君) 法律の第四条で、省令で定める伝染性疫病についてはその発見した獣医師は届け出るといふ規定が新しく入ったわけでございます。

○沢田実君 その省令の内容……

○政府委員(増田久君) 省令の内容につきましては、その省令で十三の病気の指定をする。それにはトリパノゾーマ病、破傷風、トリコモナス、水泡性口炎、牛バエ幼虫症、仮性皮膚、馬バラチフス、羊痘、かいせん、伝染性胃腸炎、豚赤痢、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、この十三のものを省令で指定することを考えているわけでございます。

○沢田実君 この資料には載っていませんね。

○政府委員(増田久君) いまの省令なり政令の内容につきましても、御要求があればいまお配りしてもけっこうです。用意はいたしてございます。

○沢田実君 配つてもらつてください。

そういう流行性疫病を、この場合には、獣医師が発見した場合には届け出ると、こうなっておりますね。ところがお医者さんにみてもらわない場合

合にはわからないわけですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(増田久君) それは確かにこの法律改正の問題点でございます。獣医師さんにかかるというところ、また発見されるというところを前提にしているわけでございます。そういう点に獣医師さんの協力がなければ、なかなか法律の実効はあがらないという問題は確かにございます。しかしながら、現在家畜共済で大家畜のものは非常に加入率が高くなつてきております。それから中小家畜につきましても、いわゆる自衛防疫の体制というのが非常に進んでまいりまして、大部分のものが何らかの形の自衛組織に入り、その中心になられる獣医師さんの指導を受けておるわけでございます。それに加えて家畜保健衛生所というものがあつますが、その整備が非常に進んでおりまして、その巡回指導というものも漸次強力に進めておりますので、その組織の中において全部とはいかないまでも、非常に多くのものがその網の中において多く見つかつてくる、網にかかつてくるということをご期待しているわけでございます。

○沢田実君 そうしますと、ここで規定をした十三の伝染性疫病にかつたことが発見されまして市町村長にその旨が届け出られますと、これに対する処置はどうなさるんですか。

○政府委員(増田久君) そういう届け出がございまして、現在の法律の第六条によりまして、都道府県知事は、予防する必要があると認めるときには、その家畜の所有者に対して家畜防疫員の検査なり注射なり薬浴なり、あるいは投薬を受けるべき旨を命ずることができるといふ規定があるわけでございます。この規定に基づきまして直ちに必要があればそういう命令を下して撲滅をはかる、こういうたてまえになつておるわけでございます。

○沢田実君 そうしますと、この北海道の牛バエ幼虫症の例は、今度の法律改正によつてその十三の種類の指定されて、今後においては発見次第撲滅できると、こういうわけですね。

○政府委員(増田久君) そのとおりでございます。

○沢田実君 わかりました。

次は豚の問題ですけれども、法定伝染病ではないけれども、その被害の大きい流行性の疫病でございますけれども、何か四十三年度の調べによりますと、調査した豚の三二%、四十四年度は調査した豚の五八%が流行性肺炎にかつていたといふようなことをお聞きしているわけですが、現況はどうでしょう。

○説明員(信藤謙蔵君) 最近豚が多頭飼育をされるようになりまして、いま先生から御指摘の豚の流行性肺炎、SEPと言つておりますが、これは原因がマイコプラズマによるものとされておりますが、非常に国内で流行いたしております。またこれは畜舎定着性の病氣と言ひまして、ある畜舎には非常に長く残存いたしましてその流行が非常に盛んである、非常にきれいなところとよこれとおるところがあるわけでございます。したがうしてこの病氣は、まあせきはいたしますけれども、外観上はなかなか診断がむずかしいわけでございます。そこで、昨年度から家畜疾病サーベイ事業という予算を組みまして、豚は全部屠場に行つて屠殺されまして、その際解体検査をされまして、その成績はいままで食肉衛生検査のために利用されておりますけれども、その成績を見せたいだきまして、それによりまして肺臓のよごれをおるものは、その成績を農家に通知をするということをやりますと早期にこの病氣の発見ができるわけでございますので、最近その方法を実行いたしましてかなりの成果をあげております。

○沢田実君 有効な何か予防の薬がないように聞いておりますが、だいじょうぶですか。

○説明員(信藤謙蔵君) 幸い家畜衛生試験場の研究等が実りまして、この病氣はマクロライド系の抗生物質がかなり有効であるということがわかつてまいりました。また一方におきましては東大の尾形博士あたりの診断法に関する研究あるいは家畜衛生試験場の研究が実りまして血清反応もでき

る、あるいは鼻から菌を分離することもできるというふうなことになるまして、流行性肺炎、それからよく似た萎縮性肺炎、両方ともかなり診断と治療が進んでまいりましたので、これも昭和四十五年度、六年度の予算で予算をいただきまして、現在、新技術実用化調査事業というのを全国で八カ所実施をいたしております。その成果がまとまり次第、全国にこの方法を実施いたしたいと思つております。

○沢田実君 わかりました。

で、最後に鶏の問題ですが、統計を見ましてもニューカッスルでもって被害を受けているのが非常に多いわけですが、特にまたこれは四十四年の表までしか出ておりませんが、四十五年の数字をお聞きしますと、四十五年は四十四年の倍ぐらゐの被害を受けているように思ひますが、これに対する適当な防衛策というものはないものですか。

○説明員(信藤謙蔵君) ニューカッスル病は昭和四十二年に大流行いたしまして、そのニューカッスル病はアジア型と稱しまして非常に急性な致死的経過をとる病氣でございます。これが流行いたしましてから、せつかくいまだで築かれてきた養鶏産業が一時危機に瀕したわけでございますが、幸い生ワクチンの応用でございましてとあるいはこの診断法、血球凝集抑制反応というのがございまして、こういった早期診断方法も開発をされました。幸いにいたしまして四十三年の暮れごろから冬季流行の阻止ということに成功いたしました。四十四年、四十五年も大体同じような経過でございまして、四十四年から比べますと、確かに四十五年は羽数の面では若干多いようございまして、発生戸数は減少いたしておるわけでございます。これは非常に羽数で見ますと、十四万羽とか二十万羽とか多いわけでございますけれども、鶏の全国のえけ羽数は約四億羽でございます。そういった面から見ますと、発生しておる農家は三百戸ぐらゐでございまして、これも約一万户に戸とか二戸とかといったような状況でございますので、それほど手

早くやることによりまして、農家の犠牲を少なくすることができるといふふうに考えております。

○沢田実君 先ほど牛のところでは局長さん、固け出されるからだいじょうぶだというお話でしたが、牛ならはあるいは獣医師にかかって報告になることもありましようけれども、鶏の場合にはほとんど私はこういふふうに規定しても報告にならないと思うのです。何万羽死んでも家畜保健所で知らないでいるのですから。この十三の中に入れるだけでそんなこと期待できますか。

○説明員(信藤謙蔵君) まあ従来家畜保健衛生所がわりあい小さい保健所でございまして、技術的にもあまり進歩していない時代がございまして、そのときには養鶏家からあまり信頼されなかった点もあるわけでございますが、最近整備ができてまいりましてからは非に診断能力が高まっております。これからの養鶏家が自分で養鶏産業をやる上におきましては、やはり病氣というものが非常に大事でございますし、ちよつと調子がおかしいときにはすぐ保健所に行ったほうが實際得でございます。実は病氣が何であらうと、えさ食いが悪いとか、せきをしたとか、下痢をしたというときにはすみやかに保健所に届け出ていただきますと保健所で診断いたしまして、適切な措置指導をするということであるんだと大型養鶏ほど家畜保健所をたよっていたかどうか機会がふえてまいりましたのはたいへんけっこうだと思っておりますので、今後ともそういうサービスを徹底いたしました。養鶏家が重大害を蒙らない前に保健所がそれを察知して適切な措置を加えるということにいたしたいと思っております。

○沢田実君 課長さんがおっしゃるようですと、日本じゅうからニューカッスルがなくなつてしまふのですけれども、たとえば生ワクチンについても、消毒に使つたバケツ等を不注意に使うとワクチンが死んでしまふというふうなことで、實際は接種したと思ひながら全然その効果がないということが實際農家では行なわれているわけです。私は新しい法律をつくつても、これの運用及び行政

指導が大事ではないか、こういうふうに思うわけ
です。そういう例がたくさんございますので、私
もそういう方面に実際に行つて視察をしてまいり
ますけれども、そういう実例もございまして、
どうかひとつその運用にあたってはそういう点を
御配慮をお願いしたいと思います。

す。事実でございます。
○沢田実君 これは十三の種類のの中に入っており
ませんけれども、いじょうふなんでしょうか。
○説明員(信藤謙蔵君) いまのマレック病とか白
血病は非常に一般的にウイルスがたぐさん分散し
ておりまして、いかにこれを消毒をしましてその
ウイルスから守つて鶏を飼うかというのが鶏を飼
うほうの技術でございます。至るところで毎日のように報告
をしなければならぬといふものでございまして、
報告の価値はあまりないといふふうに感じている
状況でございます。

○説明員(信藤謙蔵君) 鶏の白血病が従来から肝
ばれと言われておりました、肝臓がリンパ腫張が
できまして非常に病気がございまして、
最近はこの白血病の中にいわゆる若齢型白血病と
養鶏家が申ししておりますけれども、従来の白血
病は生後二百日以下産卵中に発生いたしましたけ
ども、最近では百二十日ごろの若齢型の白血病が
出てまいりました。これが最近の学問の進歩によ
りまして、このウイルスはヘルペスという別のウ
イルスであるといふことで、これを最近ではマレ
ック病と呼んでおります。したがって、鶏には肝
臓等にききまところのリンパ性白血球と、このマ
レック病と、二つあるといふことでございまして、
これはニューカッスル病が若干下火になりまし
たときにおきまして最も養鶏産業の上で重要な
病気になりつづいてございまして、日本におきま
してもこのマレック病のワクチンの野外試験を開始
いたしまして、早くワクチンの実用化をはかりた
いといふふうに考えております。

○沢田実君 いま課長さんが最後におっしゃいま
したように、この法律さえ通ればもう牛にしても
豚にしても鶏にしても病気が心配ないといふよう
なものではないかといふお話でよくわかりま
す。そういうわけで、今後一そう畜産に対する疾病
の行政というものは非常に私は重要じゃないかと
しみじみ感じますので、この法案が審議される機
会を契機にいたしまして、さらにその万全を期す
るために御努力をお願いしたいと思います。最後に政
務次官の所信を伺つて私の質問を終わります。

○沢田実君 大抵深追いたしましたすと、育成率
といふのは八五%ぐらいらしいのですが、その八
五%ぐらいの育成したひなの八〇%ぐらいがい
まおつちやつたマレック病にかかっているといふ
のですが、そんなものですか。
○説明員(信藤謙蔵君) このマレック病のウイル
スは非常に若いひなに感染をいたしますので、も
しも感染予防の措置が十分にできていない、あ
いは消毒が不完全である場合におきましては、い
まおつちやつたように、八〇%といふのは少
し多いかと思ひますけれども七〇%、あるいは六
〇%ぐらいの死亡が出ることがたまにございま

○政府委員(宮崎正雄君) ただいまの沢田委員の
お説、まことにこもつともでございますので、こ
の法律の成立を契機といたしまして御趣旨に沿つ
て全力を尽くしたい、こう考えております。
○北村暢君 先ほどに引き続きまして若干質問い
たしますが、前に質問者のいたしました点につ
いてはなるべく重複を避けるようにして質問を続け
たいと思ひます。

○沢田実君 先ほどに引き続きまして若干質問い
たしますが、前に質問者のいたしました点につ
いてはなるべく重複を避けるようにして質問を続け
たいと思ひます。

先ほど家畜の輸入状況について伺ひいたした
わけでありましたが、家畜の貿易自由化に伴いま
して今後種畜ばかりでなしに家畜の輸入ということ
が拡大していくことも予想されるわけでありま
すが、今回のこの伝染病の範囲の合理化によりまし
て六つの伝染病を伝染性疾病のほうに移したわけ
であります。輸入相手国の伝染病の発生状況、
検疫体制、こういうものに心配はないのかどうな
のか。それからまた、今度の改正で六つの伝染病

を削除したんですが、これを伝染病に置いておい
てどれだけの防疫体制に影響があるのかないのか
といふことです。したがって、国際的な防疫体制
の状況なり、また絶滅されたといふ確証もない中
でこれらを合理化といふ名のもとに積極的に削除
した理由といふのはどこにあるのか。置いてもあ
まり支障がないのではないかとはいふに考えら
れるんですけれども、この点はいかがでしよろ
か、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(増田久君) パリにOIEという国際
獣疫事務局といふものがございます。ここに八
十五カ国の国が加盟をいたしております。ここに
おきまして、それぞれの国際的な検疫体制制度と
いふものについての国際的な会議が毎年持たれ
て、検疫体制といふものをできるだけ統一した形
で行なうといふようなことでやっております。こ
でございます。それでわがほうからも毎月月報で、必
要があればそのつど電報等でここにそれぞれの発
生状況等を報告するわけでございますが、その事
務局から月報、年報といふ形で世界のあらゆる加
盟国の発生状況が全部わが国に報告をされてく
る。しかも、どうかの国で非常に悪性の病気が出
たといふような場合には速報をもつてわが国に通
知してくるというふうなことで、その報告といふ
ものは最も世界的に権威あるものとして尊重され
てゐるわけでございます。このほかに私のほうと
いたしましては、わが国といたしましては国との
間で協定を結びまして、できるだけ家畜衛生情報
の交換等につとめてゐるわけでございます。私
のほうからも百カ国に報告を送つておりますし、
五十カ国から情報を得てゐるということござい
ます。そういう意味で、世界の発生状況といふも
のは大体漏れなくこの報告によつて確実に報告さ
れてゐるものと考えてゐるわけでございます。

なお、今度六つの病気が削除されたわけござ
います。この六つの病気といふものはもう現在
におきましては全く蔓延するおそれはまず全然な
い、それから法によつて強力な蔓延防止の措置を
講ずる必要もない段階に入つたわけでございます。

す。しかも、これは先進国においてわが国と取引
があるような国におきまして、ほとんど絶滅に
近い状態に相なつてゐる病気でございまして、そ
ういふことで、もはやこの法律に基づいて、たと
えは患者等の届け出とかあるいは隔離とか、発生
した場合に通行を遮断する、必要があれば殺処分
をする、そういうようなことについてまで制限しな
ければならない病気ではもうないといふように
考えたわけでございます。しかしながら、それは
やはり依然として発生すればこわい病気といま
す。か、発生する可能性が全然ないわけでもござ
いせんので、四条の省令で定める伝染性疾病とい
ふことの指定をいたしまして、必要があれば現在
の法体系の中で家畜防疫員の指示に従つていろ
いふ必要な措置をさせるといふことは法律的に残
してゐるわけでございます。

○北村暢君 それから家畜伝染病は飼料から感染
するものもあるといふのでございまして。口蹄疫とか牛
の流産、豚のコレラ等がそれであるといふので、飼
料の感染といふものについて予防措置はどのよう
になされてゐるのか、それとまた、この飼料によ
る過去の感染の事例といふのはあるのかないの
か、この点について説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(増田久君) 牛疫とかあるいは口蹄疫
といったようなおそろしい病気がえさから伝わ
てくるという可能性が全然ないといふことはあり
得ない、否定できない、非常に考えなければなら
ないわけでございます。そういう意味で、われわれ
としても輸入飼料につきましては非常な関心を寄
せてゐるわけでございます。輸入される場合には
乾燥度が高いわけでございますので、一四・五%
に乾燥度が高ければ、非常に乾燥した状態で、そこ
に病原体がつかましても一定期間たてばそこで死
滅してしまふといふことが考えられるわけござ
いまして、従来もえさからそういうおそろしい
病気がうつたといふ報告例は実は一例もないわ
けでございます。しかしながら、そういう可能性

が全然ないわけではございませんので、現在の法律の四十条の第二項という規定でございまして、たとえば香港とかどこかで口蹄疫が非常に発生した、そういうときには当該香港なら香港を経由して入ってくるべき、そういうものにつきましては検査の対象にして検査するということを過去においてもやっていたことがございます。だから将来もそういう特定の地域でそういうものが、悪性の病気が発生する、そういう国から入ってくるというところになれば、当然四十条の第二項の規定で検査をするという態勢になるわけでございます。

○北村暢君 次に、この家畜伝染病の伝染性疾患の届け出の義務の問題ですが、これは先ほど堀本さんからも質問があったわけですが、先ほどの質疑を聞いておりますというところ、現行法では病気で死亡したと思われるものはすべて所有者が市町村長に届ける、こういうことになっておるものが、今度の場合はこの診断をした獣医師が届け出る、こういうことになっておるのであります、いわゆるこの届け出の義務づけについて、これが守られない、守られないので法律で規定するということ、その意味がない、そういうことからまあ獣医師が診断したものを届けるという獣医師に届け出の義務を負わせた、こういうことなんです、この場合、先ほど来質疑されておるいわゆるこの診断を受けるものは届け出がなされないという結果になる、いま沢田さんの質問に対しても、ニューカッスル病で死んだものが市町村に届けられていない。現実にはそういう問題が——診断を受ける、所有者が各人で処理をしてしまつておる、こういう問題がある。法律の上では、これは穴になっておつてどうにも方法がないんです。こういうことになっていきますね、法律上。

したがって私は、これはいま食品衛生がこれだけけるさく言われている時期に、農林省としては、伝染病の蔓延することが防げればいいのだと、こういう感覚ではやっぱり困るんじゃないか。畜産というのは病気を防ぐためにやるんじゃないか、国民の食料を供給するという大きな大前

提があるわけなんです。そういう意味でどうも不完全ではないのかと、またこういう改正前の規定があつても、先般昨年がありましたように、豚コレラの肉が市場に流通して非常に問題になりましたね。これは家畜伝染病予防法の違反でもあるし、さらに環境衛生法ですか、食品衛生法の違反でもあるし、まあいろいろな違反をしているんですが、違反してないがそういう好ましくない肉が現実には流通するという問題があるわけなんです。そういう問題については、非常にこれは畜産省のほうの所管であつて、食品に関しては畜産局は、これは権限はないんだと、こう言つてみても私はその責任が回避できないんじゃないかと思ふんです。したがつて、これはそういう病畜が食品に回らないように畜産行政の面から当然これは考えられなければならない問題だと思ふんですが、厚生省の所管ではありますけれども、これは厚生省としては検査するところで、来ないものについては、これはなかなか取り締まりにくい問題である。両省にまたがった問題なんです、非常にこれは、この法律では処理できない問題として残つておるわけです。したがつて先ほど堀本さんの質問に対して、今後何か検討するということ、これを言われたらどう思うんですが、それはどういう意味なのか。結局、この獣医師の診断によつて、所有者の届け出制があつたのに届け出がなされていらないので、そういうことも勘案して今度の改正案が出たんでしょ。それなのにまた検討したら、またもとの法案にこれは戻さなきゃならぬということになるような感じがするんですが、どうもそこら辺のところが徹底してないと思ふんです。先ほどの答弁ではね。何か堀本さんの言われたようなことで、そういう抜けているところを何とかしなければならぬんじゃないかということとを言われたわけだ。いろいろ検討した結果、この改正案が出てきたわけでしょう。それなのにまた検討してということになると、そういうものをなくするためには、やっぱり届け出制など

を考へなきゃならないということになって、もとに戻つてしまふんじゃないかという感じがするんですがね。どのようにお考えですか。

○政府委員(増田久君) 先ほど確かに四條の現行規定のほうは制度的にはよくてというが、完備していないけれども、実効性というものは全然あつていないというわけでございます。しかば、それをいま直ちに実効あらしめるためにどうしたらいいかということになりますと、たとえば農民の方々の啓蒙の問題に始まりまして、それから化製場あるいは斃獣処理場というものを整備する、あるいはその管理体制というものを完全にする。そういう一たの法律を実効あらしめるためには物的にも制度的にもなお前提として完備しなければならぬ問題が私は多々あるんだらうと思ひます。そういう外的環境が十分まだできてないままにして、二十六年に規定を設けたというところ、考え方と現実との間に大きなギャップがあつたんでないか。しかし現実の現在においても、その問題はどうかといふと、必ずしも十分整備されている問題ではない。いま急に斃獣処理場を完備しろ、あるいはそこに適切な管理人を置けといふようなことを現実要求いたしました。これはなかなかできない問題、それをやはり整備合理化していくことがやはりなければならぬと私は考へておる。しからばそれを待つまでもなく私としましては、そこへいきなり、そうするとまあ改善の策ということに率直にならざるを得ないと思ひますけれども、現在は家畜共済制度とかあるいは自衛防疫制度とか、あるいは家畜保健衛生所の巡回指導、こういうような形で一〇〇%とはいかないまでも、非常に大きいものはこの網の中にかつてくる可能性がある。したがつて改善の策ではあるけれども、そういう方策をとつたほうが現実的には適切な手段ではなからうか、かように実は考へておるわけでございます。そういう意味で堀本先生に検討すると申し上げましたのは、そういうことの外的環境の整備促進ということについてどう進めるかと

いうことについて検討し、それとの関連においてこの制度のあり方もどうするかということもあわせて考へていく。こういう意味で申し上げたつもりでございます。

○北村暢君 その点はそのくらいにしまししょう。それで改正前は届け出の義務制については罰則があつたわけですね。ところが今度の改正では獣医師の届け出義務違反に対する罰則規定というものはないわけですが、その理由はどういうことですか。

○政府委員(増田久君) 獣医師さんが業務違反を行ないますと、当然獣医師法に基づきまして免許の取り消しとかあるいは業務の停止という罰則規定が獣医師法にほかに規定があるわけでございます。したがつていましてそちらのほうで担保されておるといふことで、こちらの罰則は落としたわけでございます。

○北村暢君 次にですね、この先ほどのところとも関連するんですが、斃獣処理場についての制限を削除しているという点と、もう一つはいわゆる密殺といふもの、そういうもので病畜の食用に供されるとき、それについての対策、これはですね、先ほど来ちょっと触れましたけれども、斃獣処理場についての制限削除と関連して、密殺によつて食用に供される危険性のあるものについて、これは法律的にはもう方法ないと思ふんですが、けれども、どんな措置というものが考へられるのか、ひとつこれらの点について現実はどういうふうな指導がなされているのか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(増田久君) 十條を削除いたしましたのは、四條との関係で届け出制度を廃したわけでございます。従来四條を担保するためにこの十條の規定があつたわけでございます。ところが四條がなくなると獣医師さんのほうに契まりましたので、この規定を落とした、こういう条文整理でございます。

それから密殺につきましては、現在法律的にはと畜場法という法律がありまして、家畜はそこ

教のものが一方所に集中的に入ってきて混乱する、こういう二つの問題があるわけでございます。先ほど言いましたとおり、この整備ができれば私は率直に申し上げまして絶対的な施設能力というものは足りないことはない、十分間に合ってくるというふうに考えておりますけれども、問題は、たとえば牛なら牛、馬なら馬といふもののいろいろの病気を検定するために相当の今度施設というものの、そのための専用の施設といふものが要る。それからもう一つどうしても専門のものを一つどこかに置かなければならない。機能分化をしていくという問題があると思ふのです。そうなりますと牛はこの港、馬はここ、こういうふうな機能分化といふものをどうもさせていかなくてはならないだろう。そう考えますと、どうしても今後入ってくるものは、たとえば一時期に集中したり、たとえば馬のことは十分施設のないところに馬が入ってくる、こういうようなことがありまますとかえって輸入する方に御迷惑をかけることになる。したがって今後輸入する場合にはあらかじめあらかじめ申しまして大体われわれは輸入の九十日前くらいのことを考えておるわけでございます。三月月くらい前を考慮しておるわけでございますが、そういう者に届け出てもらいまして、いつどここの場所に幾らのものが入ってくるというところを届け出てもらって、それでこちらの計画と合わせまして、見て必要があればそれとの調整をしていただく、あるいは港がこの港では困るからここの港にしてくれというふうなこともお願いするということとで動物検疫の円滑な運営をはかっていくたい、こういうこととあつた輸入の届出制度の規定を設けたわけでございます。

が、四つの支所、五つの出張所はいずれも東京から以西で東京から北のほうには一カ所もないようでございますが、これは一体動物の輸入に対して東北、北海道等畜産の重点地域の方向に検疫所が一つもないわけですね。これは一体どういう理由でこういうふうな配置になっているのですか。今後配置等について何か考えていることがあれば伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(増田久君) 沖繩が返ってまいりますれば当然これはもう国内でございますから検疫はなくなるというふうに、一元化されてしまふというので考えております。

それから現在確かに出張所、支所等が全部西のほうに傾いているということは事実でございますが、これは一つは工場と申しますか、食品加工業がこちらの側に多いということが一つ、それから検疫所はなだけ産地には近づけないという原則があるわけでございます。北海道、東北のようなどころに検疫所をできるだけ持つていかないという考え方が一つ根っこにあるわけでございます。

したがって今後いろいろそういう防疫事情なんかも変わってまいりますから、そういう事情も十分検討しなければならぬわけでございますが、現在のところ特に自由化からいってこの体制をいま直ちに突変するといふ考えは持つてはおりません。しかしこれは事態といふものは刻々変わつていくわけでございますので、そういう事態の推移にあわせて検討することについてはやぶさかではございません。

○北村暢君 次に、家畜防疫員の応援派遣の問題ですが、この点改正が行なわれておるわけですが、この家畜保健衛生所の設置の状況等についてお伺ひいたします。これを統合整備が進められておるようでございますが、現在だいたい統合が進んでいるようでございます。四十年当時五百五十八ありましたものが四十四年度で三百四十七、この統合計画はいつごろを目標にどのくらいの数にしようとするのか、まずこの点お伺ひしたい。

○政府委員(増田久君) 四十六年度末までに百九

十九カ所に持つていきたい。現在四十七カ所を十九カ所に統合するという段階になっているわけでございます。

○北村暢君 統合するの、先ほどの堀本先生のお話にもありましたように、統合してそして施設を完備させるという意味において意義があるのかもしれませんけれども、そのために県内に二カ所か三カ所ぐらい、まあ四、五カ所でしょうか、そういうことになることによって、農民の利用の面からいくなると、一々化製場へ行くといふことがかえつてわずらわしくなつて、保健所で診断を受けようと思ふものが省略してしまふというやうな結果になるおそれがないのかどうなのか。整備はできたが利用度が減つたといふやうなことはならないのかどうなのか、この点はどのように措置をされているかお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(増田久君) このごろ畜産が進んでまいりまして、特に農民の衛生知識といふものが非常に向上してきたことは御存じのとおりでございます。従来、統合前における家畜保健所といふものは、それぞれ農民に密着をしていたことは事実でございますけれども、そのおまへ内容といふのはいろいろの資料を収集することとかあるいは病気が出てきたときに注射をするといふやうな業務に忙殺されていたといふやうなことであつたわけでございます。ところが、現実にはやうな業務と、農家の欲しておりますことは、上からの的確な情報なりあるいはこの病気がどういふ病気なんだという病性鑑定、いろいろ農家の要求するものが非常に高度になつてきたわけでございます。そういういたしますと、そういう小さいところの保健所では施設の面から言つても人の面から言つても農家の要望にこたへられない。こういう実態があつたわけでございます。したがって、整備計画で一カ所十人といふことで、そういう病性鑑定からいろいろな病気の予察事業まで、それから自衛防疫の指導に至るまでの幅広い行政を集中的にやるというやうなことに持つていったわけでございますが、確かに先生のおっしゃるとおり、それだけに全県で四カ

所ないし五カ所といふことで農民との距離といふものはやはり遠くなつた面があるといふことは、これはいふまでもない事実だと思ふのです。やはり農民のサイドから言へば、そういう設備の整つたものができるだけ多く近くにあることが一番望ましいわけでございますので、その問題の、やはり何と申しますか、調整は非常にむづかしい問題だと思ひますけれども、いまの段階ではその間の穴を埋めましたために、一つは機動力を十分整備するといふことで、従来ほとんどなかつた四輪車も現在では各所に一台ないし二台は必ず整備されております。自動車も、そういうやうなことで四輪車を買つてできるだけ農民の巡回指導に当たらせるとかといふやうなことをしております。また家畜防疫員といふものに一般の獣医さんをお願いして、その間のコミュニケーションのつなぎに使うといふやうな家畜疾病サーベイ制度も現在行なつていられるわけでございます。

なお蛇足とは申しませんが、これも申し上げますならば、保健所に若い獣医さんをやはり確保するといふことがどうしても必要なことでございます。そのために施設を近代化的なものにさせて、働きがいのある職場にしてやるということがどうして必要な条件でもあるわけでございます。そういう面もあわせていろいろ整備を行なつていられるわけでございます。

○北村暢君 この点はわかりましたが、家畜防疫員がこれを見ましても四十二年を境にして減少傾向にありますね。しかしまあいまおっしゃられたように家畜保健衛生所の防疫員はふえてきています。こういうことで、保健所の数は少なくなるが、家畜衛生保健所における防疫員はふえてきています。しかし相対的にはこの防疫員が減つてきているわけですか。これはどういふ理由なのか。今後の畜産を振興するといふ面から言へば少なくとも減るということは考えられないことなんだろうと思ふのですが、この減つてきている理由はいかなる理由に基づくものか。それから家畜防疫員に対する任命をしていられるわけですが、その防疫員

の給与、待遇等は一体どのように処遇されているのか。こういう点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(増田久君) 先生の御指摘のとおり、現在の獣医師の方々がだんだん農村を去るという傾向がやはり基本的の一つあるわけでございます。そういうことでこの表を見ておわかりのとおり、特に減つてまいっておりますのは団体関係が減つてきておるわけでございます。そういうことでやはりどうしても一つの末端の職場というものが生活の場として働きがいのあるというようなことが、それからもう一つは待遇がそれに十分——十分といかなくても適切に行なわれるということが一つの私は条件ではないかと思つてゐるわけでございます。それで待遇でございまして、これは、これは一般公務員について申し上げますれば、これは公務員でございまして、その公務員の給与でございまして、特別の手当といったしまして、県の関係の職員につきましては三千元以上の特別の額を調査研究費ということで支給をいたしております。これは県によつて非常にばらつきがありまして、自治省の平衡交付金の算定の基礎として三千元といふことになっておりますけれども、県によつては二千元から七千円までの幅がございまして、それからもう一つ、これは昨年度から実施をいたしましたわけでございますが、家畜保健所の所長さん等を本庁の課長並みの課長待遇と、課長と同一の待遇にいたしたわけでございます。ということは、現在家畜保健所にいる職員が二千人でございまして、約二百人の方がそういう管理職になるというところは十人の一人の割合で管理職になれるということが可能になつたわけでございます。そういう意味で待遇の面では、徐々にではございますけれども、待遇改善というものが行なわれているわけでございます。

その他防疫員に任命されました獣医さんには、手当は堀本先生から安過ぎるというおしかりを受けたわけでございますが、毎年少しずつでも上げ

ていつておりますし、また必要な旅費というものも支給してやつてゐるわけでございます。今後ともこの点についてはなお格段の努力が必要かと考えておるわけでございます。

○北村暢君 いまの手当の三千元というのは月に三千元でしよう。

○政府委員(増田久君) 月に三千元でございます。

○北村暢君 月に三千元ですから、これはたいしたことはもちろんないんですが、そういうことでいまの答弁でもあるように、減つてゐるというものは、どうも特に民間団体の共済組合、農協その他の団体、このところが一番減る率が多いようですね。したがつて、処遇が悪いからだんだん離れていくということなんではないか、この状況から見れば、どうも畜産の振興と防疫員の減少傾向とは逆比例してゐるような状況ですから、これをやはり確保する。これでも多過ぎるんでもっと少なくてもやつていけるというならこれは別ですが、どうも処遇が悪いためにだんだん逃げていくというのじゃ、これはどうにも畜産の将来にとつておもしろくない結果だと思ふんですが、ですから畜産のほうは振興せい、振興せいといつて、獣医はどうでもよい、これでは私は堀本さんが憤慨するの無理ないと思ふんですが、これは明らかに統計上そういうふうに出てゐますね。統計上そういうふうに出てゐるんですから、これはやはり何か対策を講じなければいけないのじゃないですか。これはやはり一番問題なのは処遇なんではない、おそらく、生きがいのある職場というふうになつていないというところにあるんじゃないでしょうか、そういう面の改善というものがやはりだいぶこれはおくれてゐるのじゃないかということをおの表自体が物語つてゐると、私はまあそういうふうな判断するわけなんです。だから、先ほど答弁されておるんですけども、私の質問にびつたり答へられておらないように私は思ふんです。だから、この減少傾向にあるものについて畜産の振興とどう対処していくのか、こんなにたくさん

要らないのもつと減らしていいんだという、そして減らして能率をあげてもらふんだという、こういうことなのかどうなのか、そこら辺のところをもう少し明らかにしていただきたい。

○政府委員(増田久君) 実はまあこれは言いわけになるわけでございまして、現在産業動物の診療に直接従事しております獣医さんは、獣医さんの数は全体で二万人は現存するわけですが、直接に従事してゐる方は現在五千二百九十八人でございまして、これは半分以上が市町村とか団体の方で、半分が開業医の方でございまして、これは一人当たりの家畜単位ということで申し上げれば、一人当たり千三百単位ということで、世界で一番一人当たりの家畜単位が低いということ、逆に言えば家畜当たりの獣医さんの数は多いという結果が出てくるわけでございまして、スベールで千六百ですか、アメリカ、ソビエトなんかもうわれわれはとんどその比でないという実態にあることは事実。これはただし数の上から出てくる問題でございまして、先生の御指摘のとおり、だんだんその従事する者が去るというふうなことがあることはもう否定できない。これはどうやたら村に定着させていけるかということについては、もうこれからわれわれとしては真剣に考えなければならぬ。それは一つは生きがいの問題と待遇の問題、待遇をよくするために、朝ほど堀本先生から御指摘のありましたとおり、連合会と充実するやり方とか、あるいは県の保健所をもつと整備拡充していくやり方とか、いろいろあるかと思ひます。それから雇上げの手当を増加するというのも一つの方法だろうと思ひますが、そういう点につきましては今後とも格段の努力を払つていきたいと、かように考えてゐるわけでございまして。

○北村暢君 説明をよく聞きますという、獣医は多過ぎる、だから少なくなつていってもそれはやむを得ない節があるんだというふうにしか、いろいろ弁解するけれども、そういうふうにし

け取れないようです。この問題は、それかといつて、積極的に待遇を改善するという指導もありはつきり出てきておらない、こういうことですから、まあ口でどんなに言つてみても、これはどうも獣医さんが逃げていくほうが多いという感じが受けますね。これはいつまでやつていてもあれですから、畜産の振興という問題と関連する防疫員の質の向上なり、待遇の改善なりというものについて、もつとやはり積極的な姿勢をとつてもらいたい、これは要望しておきます。

それから最後に、畜産の殺処分の手当金の問題でございまして、現行法では、義務殺と命令殺については、その限額額が今度の家畜の価格に適応するように政令事項に譲つたわけでありまして、この政令案をいただきましたが、現行法の義務殺、命令殺の畜畜についての限額額が、牛が十萬四千円、馬が六萬四千円、山羊が一萬二千円ですか、これが今度の場合——これは失礼いたしました、前のは結核病、ブルセラ病、馬伝染性貧血の場合ですね。それ以外のものはもっと安く、牛が四萬三千三百円ですか、それから馬が二萬六千六百円というものが、今度は飛躍的にこれは政令案では改正されておまして、この結核、ブルセラあるいは馬の伝染性貧血等と区別ないようになつたやうであります。それが牛にあつては政令案では二十六萬、馬にあつては五十九萬、これはまあ馬と牛の価格が飛躍的にこれは上がつてゐるわけですね。馬の場合二萬六千といふのが五十九萬に今度のはね上がるわけなんです。一体これはいままでの法律といふのは、限額額といふのは全くこれは実態に合つてなかつたものを法律で規定しておつたといふことを物語つてゐると思ふんです。結核、ブルセラ、伝染性貧血以外のものは、牛が四萬三千円が二十六萬になり、それから馬が二萬六千円が五十九萬になるわけですね、一体これはどういふことなんですか。あまりにもこれ実態に合つてな過ぎた、こういうふうな思ふんですが、おかれてゐるにしてもあんな特急と鈍行

病の流行したときだと思ふのですが、約七百億の損失があるというのです。たくさんえさを食わして、そして薬もやったりして、そうしてそれがまた死んだら埋めなければならぬとか、いろいろな手数をかけて約七百億の損失を来たしておるというのを言われたことを記憶しております。この養鶏会社の社長が書かれた中にも、やはり非常に防疫について、輸入の問題について非難されているわけです。ちょっと読みますと、「日本は島国で、今日のように恐ろしい鶏病はありませんでした。したがって、防疫に対する知識もさほど必要でなく、行政面にも、研究面にも、きわめて手に入りムクの外国ビナによって、文字どおり強カシされはうだ、悪病をまん延させられて、その被害はすべて養鶏家の犠牲にしろよせされているのであります。断じて黙してはおれません。」と、こういう遺憾のことは——この方はだいふナシヨナリストでしたが、こういうことを言つて非常に非難されております。アメリカあたりから鶏のひなあるいは鶏をもつて来て、それがかなり病気を持っている。したがって、今後病気で倒れると、あとまたアメリカから薬が来て、その薬をどんどん飲ませる。こういうことを非常にこの方は憤慨しておりました。まあそういう点から、たゞいま防疫の問題で先ほど来お話がありました、国際防疫の問題でかなり政府等も輸出国は気を配つて配慮しておるということですけれども、しかし、必ずしも出荷するものはいちのもの、安全なものを輸出するとは限りませんし、もちろんまあ検査港で潜伏期間があるいは三日とか四日とかであれば病気があらわましようからそのときはわかるのだと思ひますけれども、しかし、必ずしもそれですべてが満足いくほど検査ができるわけじゃないと思ふのです。特に二百六、七十万羽も入つてくれば、わずかに六十一名ですか、動物検査所のこういう方々がやっております、とても一つずつ全部きちんと見るといふようなことはできないのじゃないか。やはりそこでは抜き取りか何か、あ

るいは多少病気の傾向を持ったひなが倒れかかったりするといふようなものはねのけるでしようけれども、そういう点では必ずしも一つずつをきかんと検査ができるという状態ではないのじやないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○説明員(信藤謙蔵君) ただいま御指摘のように、たくさん鶏が輸入されましたと時を同じくいたしまして日本にかなり各種の伝染病が蔓延いたしましたことから、輸入されましたひなによるこれが持ち込みだといふような議論も昨年来たくさんございまして、私もいろいろ意見検討したわけでもございまして、一応輸入いたしましたひなは、その母鶏が健康であるものからふ化されたひなしか輸入をいたしておりますし、それにつきましては相手国の健康証明書を要求いたしております。また輸入いたしましたものは全部国内で動物検査所あるいは大臣の指定場所に収容いたしまして、二週間検査をやりまして出しておりますが、この検査は、伝染性の疾病は一応一群の中に伝染病がありますという、たとえ抽出検査をいたしましてもみな伝染をいたしておりますので、大体の悪性な病気はすべてそこでチェックができるということでもございまして、必ずしも日本に流行いたしましたこの病気が輸入鶏に原因したといふふうには私も私どもは考へておらないわけでございますけれども、確かにそういう可能性も否定はできませんので、昨年、畜産局長通達を出しまして、種鶏場清浄化対策というものを全国一斉に実施をいたすことにいたしました。これはいままで種鶏場につきましては家畜保健衛生所の監督、指導が十分に行き届いていなかったわけでございますけれども、鶏の病気は種鶏場から出るひなが健康でなければ幾ら対策をやりましても何にもなりませんので、まず種鶏場につきまして完全なこれを清浄化するといふことを始めたわけでございますが、その中で特に輸入いたしましたひなにつきましては検査終了後も六カ月間他の鶏類と隔離して、そしてそれにつきましては毎月一回家畜防疫員が必ず立ち入り検査をします、こういう

制度を設けたわけでもございます。これによりまして、先ほど岐阜県のお話がございましたあの農場の先生にも御相談を申し上げまして、一応これで御満足をいただいているわけでもございます。また輸入いたします先の、原産地の衛生検査がたいへん大事でございまして、昨年は私も私も職員を派遣いたしました、アメリカから輸入いたしましたひなを徹底に立ち入りまして、内地の種鶏場と同じように立ち入り検査をさせたわけでもございます。そういったことを通じて原産地の衛生管理、保健所に、動物検査所におきますところの係留検査、さらに内地に入りましてからの隔離飼育と一カ月一回の立ち入り検査、この三つを励行いたすことによりまして、御心配のないようにいたしたいと思つております。

○河田賢治君 私らごときしろうとが言うことじゃなくて専門家が言つてのことですからね、やはりこういう人の——専門家自身が間違えていられるかもしれないけれども、しかし、十分その辺のところが理解できるような農林省はこういう業者に対して説得なりあるいは足らぬところは改めるということが必要じゃないかと思ふんです。そこでさらに進みますが、これも二月の十八日ですか広島その他の七県で約八万羽ニューカッスルにかかっている。そして、これは前年の同期よりも若干——前年の二月末までは五万七千ぐらいですか、これはそれよりもちょっとふえているというふうな状態。やはり防疫の、予防等々がまだかなり研究したりあるいはまた予防のやり方等々に問題があるんじゃないかと思ひますが、そこで予防薬品あるいは防疫薬品なんかは一応これで、現在の状態で完備しておるとお考えですか。それからまた、いまのこういう予防薬等々ですね、新しく開発するために研究がなされておれば、そういうものに対して何らかの補助でもやつてこの研究の成果を早く実らせる、そういう措置はやつておられますか、この点をお聞きしたいと思います。

○説明員(信藤謙蔵君) ニューカッスル病がことしに入りまして広島で流行をいたしております。さうそく私も私も近くの保健衛生所を指導いたしまして十分な調査と指導をやらしたわけでもございますが、あの地区は新しいブローラーの地区でございまして、やはりニューカッスル病に対する知識がまだ十分でないという点で、まあワクチンの接種を十分にやらないといふようなことがございまして、さうそく県に指令を發しまして蔓延防止の策をとらしたわけでもございます。現在の日本で使つておりますワクチンは、まず生ワクチンといたしましてはヒッチナリーのB1というストレーンでございまして、これは非常に弱毒と安全性の高いワクチンでございまして、飲水投与もできます。水に溶かしてもやれます。またスプレーで噴霧もできます。そういうことから非常にまあ省力的でございまして、一般に普及する場合に非常に便利であるといふことから、この安全であるヒッチナリーのB1だけを一応日本では生ワクチンとして使つておりますけれども、これは鶏の卵で培養してつくるワクチンでございまして、もしも卵の中のこのウイルスによって伝播が起るといけませんので、現在はTCNDといたしまして豚のじん臓細胞で培養するワクチンを生ワクチンとして利用しております。さらにこれにつきましてこのほかはいわゆる不活化ワクチン——死毒でつくりましたワクチンを使つておりまして、大体生ワクチンが五億ドース、それから不活化が三億五千万ドースくらい年間いま使つておるわけでもございます。接種率は大体鶏の羽数で割りますといふと七〇%くらいになっておるかと思ひます。これを私も私も八五%くらいまでもつていきたいわけでもございまして、やはり十分にまだお使いにならない方がございまして、このワクチンにつきましては全部製造のごとにそのワクチンにつきまして農林省動物医薬品検査所におきまして国家検定をロットずつ毎ロットやりまして、合格したのものについてはびんに証紙を張りまして、それしか現在流動されておられません。

このワクチンは、一応鶏に接種をして、それでそれをウイルスで攻撃をいたしまして、十分にきくものしか認めておりませんので、ワクチンの効力といたしましては私は十分であらうというふうに考えておりますけれども、残念ながらまだ養鶏家の中にワクチンに対する関心の十分でない方、あるいはやり方がまだ未熟な方がおられます。そういったことから事故が発生しておりますので、さらにワクチンのやり方につきましての普及を徹底いたしましてこういった感染の起こらないように、早く絶滅に持っていくようにいたしたいと考えておるわけでございます。なおワクチンの開発につきましては農林省畜衛生試験場が国立の機関といたしまして開発に努力をいたしておりますが、民間の機関に補助金を出しておるといことはございません。

○河田賢治君 この主として豚コレラとかあるいはニューカッスルにしまして、いま発生するところは比較的どういふ規模の農家から発生しておりますか。大体の傾向ですね。

○説明員(信藤謙蔵君) 午前中からお話がございましたように、幸いにいたしまして豚コレラは現在ほとんど発生がなくなっております。で、これはやはりいままで発生いたしました傾向は、市場を通じて導入いたしました豚が市場等を通過の際に感染をしておるといふようなものが入りまして、比較的何軒かのうちに一度に感染が起るといふ例がございました。これは規模にはあまり関係ないのでございますが、最近のニューカッスルの発生はほとんどブローラーを戸で三千羽くらい飼っておられるようなブローラーの経営者の中に発生が多いようでございます。ブローラーは比較的ひなが入りましてから出荷までの日が短いものでございます。ついその付近に発生がございませんとするとワクチンをやることが省略されておるわけでございますけれども、いろいろブローラーの社会にはブローラーを運んだりする輸送車あるいはえさ等によりましてその汚染等がございまして、必ずワクチンをやりますということ

と発生が起るといふことになっております。

○河田賢治君 最近大商社なんかの非常に大きな企業で十萬羽とかあるいは三十萬羽とか、あるいはまた牛などもあるいは豚等でも相当多数飼っておりますが、こういうところは、一定水準以上のところは大体獣医師あるいは防疫員とか、そういう一応の専門家をちゃんと備えておるわけですか。

○説明員(信藤謙蔵君) 最近の大規模のところではやはり経営を維持する上に衛生が一番大事であるといふことを確信を持っておられますので、ほとんど専任の獣医師を持つておられますし、またえさ屋等のインテグレーション等におきましては、そのえさ屋あるいは養鶏等の獣医師がサービースに回っております。そういって大規模ではほとんど発生がございせん。先ほど岐阜の御紹介がございましたけれども、あの養鶏場等は周囲にほとんど発生がございまして、全く発生なしに終わったところがございます。

○河田賢治君 第四十八条の二ですね。つまり、異常な場合には他の都道府県から一家畜防疫員の派遣を要請することができると。これはまあ確かに必要なんですが、しかし問題は、その要請するような都道府県が自分のところで十分設備や防疫体制、あるいは人員等をあまり熱心に確保せぬ、そういうところまで起つて、よそからひとつ応援に来てくれと。ちょうど火事があつて、あまり消防のほう火事のことには注意せんで、火事が起こつたらよそからポンプ来てくれといふような、まあこういうふうなことになるわけですね、現実には。

ところが、私も詳しく分析したわけじゃないですけれども、四十一年から四十三年までの統計年報ですね、発生した各府県別の鶏のニューカッスルや、それからひな白痢、そういうのや、あるいは豚の丹毒等々抽出しまして、各府県の医師等、防疫員も一緒に含めておられますが、こういうものの人数を見ますと、やはりちよつと相関関係もあるような、必ずしもきちんとした相関関係には百三

十六人の防疫員がいるわけですね。ところが、茨城とか千葉あたりはもっと多い。これの倍くらいです。二百八、九十人も置いているというふうなところがあるわけですね。そういうところは、まあものによっては多少発生件数も多い、また伝染病にかかった頭数なりあるいは鶏の数なんか若干多い、少ないもあり得るけれども、しかしこういう多発している県ですね、そういうところは非常に人数も少ない。九州の大分と、それから隣の熊本とを比較しても、大分あたりは比較的発生源が多いわけですね。そうしますと、こういう県が、あまり自分のところでの十分な行政指導も、まあ見ればやつてなくて発生件数が多い。そういうときに今度はほかから蔓延したからひとつ援助してほしいといふことであつてはならない。

第一義的にはやはりそれぞれの県が十分防疫体制——まあ設備もありまして、それから人員もありまして、また農林省がそういういろいろな発生源の自然条件や社会的な諸条件なんかでやはり補助の率が少なかったりあるいは統合がうまくいって、いろいろな設備がでない、こういうものもあるでしょうが、こういうものはある程度それぞれの地方自治体が主体になっておりますから、こういう点はよほど農林省で分析していただく必要があるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

○政府委員(増田久君) 先生御指摘のとおり、県によつて防疫員の数に相当でございまして、これは事実でございます。しかし、これらはどういふことからそうなつておられるかと申しますと、大体その県における畜産の発展の度合いに応じてそのようになつておられるわけでございます。たとえば大分県とかいう、いろいろありますけれども、千葉県などは最も酪農、畜産の昔から発達した地帯であつたわけで、そういうことであるわけでありまして、しかしながら、それよりも先生御存じのとおりでございますが、おれのところは整備しない、人のふんどしで相撲をとるやうな感じが、どの県は、私は率直に言つてないと思つてます。どの

県も自分のところで一つの防疫体制だけをつくろうという努力というものは私はたいへんなものだと思います。そういう点については、各県の努力というものは十分認めていいのではないかと思つております。しかし、実際の定員の増とか施設とかいろいろものは、予算その他の問題の現実の問題とかかわりがございまして、これが必ずしも十分にいつているとは思いませんけれども、そういう点につきましては、農林省も強く指導いたしまして、その体制の整備については今後とも格段の指導を強めたいと、かように考えております。

○河田賢治君 自衛の防疫組織というのは、これは一定の数があるところでやつておるわけですか。二十万とか、以上とかいふことをちよつと聞いているのですか。

○政府委員(増田久君) われわれの指導基準といつたしまして、その一定の規模といふものをわれわれとして期待しているわけでございます。と申しますのは、それぞれの、あまり少数でやるといふことにつきましては、獣医師の問題だとかあるいは防疫体制といふ問題につきましては、必ずしも十分なこととは考えられませんが、豚につきましては八千頭、それから鶏につきましては二十萬羽といふことを一応の基準にいたしましてその設置を要請しているわけでございます。

○河田賢治君 これでもう質問はやめますが、なるほど数から言いますとなんですけれども、農家自身にとればやはりそういう同業者が集まつて、小さな一つの村にしまして、畜産をやつておるもの、しかも鶏なら鶏あるいは牛なら牛というふうなものが集まつて、連合会やいろいろなものをつくつておられます、そういうところではやはりこれは自分の生産に關係することだし、経営にも大きな影響を与えますので、できるだけ何らかのそういう方向に、いろいろな、小さくてもやつていきたいという希望があると思つておられます。あまり数で……それはいろいろな役所のほうにいたしましては、ちよつとけなものを一々全部網羅すると

いうことはできぬでしょうけれども、しかしこれは地方自治体がそれぞれのやほり一定の町なり村、自治体を中心しながらある程度のそういういわば防疫を特に中心にして、そうして家畜の健康それからまた家畜が成育することをやっぱり援助するということは必要じゃないかと思うのです。ここで二十万とかやれ八千頭とかいうふうなあまりこまかいところで切るようなことになるのはちょっとにじやないかと思うのですが、いかがですか。

○説明員(信藤謙蔵君) 確かに先生のおっしゃる通りでございます。この自衛防疫組織というのは、やはり最終的には生産組織に密着をしたもので、いつまでも存続をして、その生産組織とともに榮えていくものでなければならぬと考えております。ただその中心人物としては必ず優秀な獣医師を持ってほしいというのが農林省の考え方でございます。先ほどから、農村から獣医師がだんだん出ていくという状態でございますので、獣医師がその組織の中に定着をして十分な報酬を得てやっていくという点に心がましまして、やはりある程度の規模がありませんというところ、そういったことがむしろかしたいということで、小さい組織はなるべく連合体をつくって、その中にまた獣医師を雇うということを指導いたしておるわけでございます。

○河田賢治君 これで終わります。さつき獣医師の問題、本庁の課長並に取り扱って、これは名誉なことでもあるし、若干給料も上がるでしょうが、しかしやはり人のいやがるような、まあどつちかという農家自身でもこの家畜を飼うことをいやがって、なかなかお嫁さんの来手がないというところも出てきている。毎日毎日えさをやらなくちゃならぬ、手入れもしなくちゃならぬ。ちょっとレジャーでちょいちょい一家そろって遊びに行くこともできない。しかしそういう困難があればあるほどそういう人の待遇をよくしなければ——一般的な待遇にしてしまおうということになるとこれは人も集まらぬ。そこで二千円とい

うことがさっきお話になりましたのですけれども、やっぱりこういう人のあまり好まぬような、しかも日本の国民の生活やあるいはまた国の食料供給の面からも最も必要な事業でもありますから、こういう問題に対しては遠慮なく農林省はこういう問題を予算折衝なんかのときはやっぱりやんじやんと言わないう、これは大蔵省あたりというものは非常に机の上でばかり仕事して人ですから、そういう苦労がわかりません。だからそういう点は遠慮なしにやはり予算を確保し、そうしてやっていただきたい、こう思います。これは政治的な問題ですからなんですけれども、一応このことだけを要望して私の質問を終わります。午後四時二十分散会

○委員長(河川陽一君) 本案に対する質疑は本日この程度にとどめ、これにて散会いたします。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、卸売市場法案(第六十三回国会提出、衆議院議決案)

卸売市場法案
卸売市場法
(小字及び一は衆議院修正の部分)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	六
第二章 卸売市場整備基本方針等(第四条—第六条)	六
第三章 中央卸売市場	七
第一節 開設(第七條—第十四条)	七
第二節 卸売業者等(第十五条—第三十三条)	七
第三節 売買取引(第三十四条—第四十七条)	七
第四節 監督(第四十八条—第五十一条)	七
第五節 雑則(第五十二条—第五十四条)	七
第四章 地方卸売市場	七
第一節 開設及び卸売の業務についての許可(第五十五条—第六十条)	七

第二節 業務についての規制及び監督(第六十一条—第六十六条)
第三節 雑則(第六十七條—第六十九條)
第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会(第七十條—第七十一條)
第六章 雑則(第七十二條—第七十六條)
第七章 罰則(第七十七條—第八十二條)

卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。
(名称の制限)
第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いなければならない。
2 卸売市場であつて中央卸売市場又は地方卸売市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品(一般消費者の日常生活と密接な関係をもつるその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む)をいう。

第二章 卸売市場整備基本方針等
(卸売市場整備基本方針)
第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針(以下「卸売市場整備基本方針」という)を定めなければならない。
2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標
二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種別、規模、配置及び構造に関する基本的指標
三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項
四 卸売の業務(卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ)を行なう者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標
五 その他卸売市場の整備に関する重要事項
3 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきかなければならない。
4 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(中央卸売市場整備計画)

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要施設を設けて継続して開場されるものをいう。
3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中心的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。
4 この法律において「地方卸売市場」とは、中央

卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。
(名称の制限)
第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いなければならない。
2 卸売市場であつて中央卸売市場又は地方卸売市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

第五条 農林大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称及びその取扱品目の適正化又はその施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の名称

二 取扱品目の設定又は変更に関する事項
三 施設の改良、造成又は取得に関する事項
四 その他中央卸売市場の整備を図るために必要事項

3 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

4 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

第六条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画（以下「都道府県卸売市場整備計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に即する卸売市場の適正な配置の方針
二 その区域における生鮮食料品等の流通事情

に即する近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標
三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

第三章 中央卸売市場
第一節 開設
第七條 農林大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食料品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一定の区域を、中央卸売市場開設区域（以下この章において「開設区域」という。）として指定することができる。

2 農林大臣は、開設区域を指定しようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、開設区域の変更について準用する。

（開設の認可）
第八條 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を

有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を共同処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

（認可の申請）
第九條 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積
二 取扱品目
三 開設の期日及び時間
四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
五 卸売の業務を行なう者に関する事項
六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

七 施設の使用料
3 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱量の数量及び金額の見込み
二 施設の種類、規模、配置及び構造
三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

（認可の基準）
第十條 農林大臣は、第八條の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること
三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること
四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること

（業務規程に規定する事項等の変更）
第十一條 第八條の認可を受けた地方公共団体（以下この章において「開設者」という。）は、第九條第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

（開設の促進等の勧告）
第十二條 農林大臣は、中央卸売市場整備計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ卸売市場審議会の意見をきいて、中央卸売市場整備計画で定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体又は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体に對し、中央卸売市場の開設を促進し、一体として中央卸売市場を開設し、又は開設される中央卸売市場の位置、規模等について調整を図るべき旨の勧告をすることができる。

（中央卸売市場開設運営協議会）
第十三條 第八條第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に關し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設

有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を共同処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

（認可の申請）
第九條 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積
二 取扱品目
三 開設の期日及び時間
四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
五 卸売の業務を行なう者に関する事項
六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

七 施設の使用料
3 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

運営協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

3 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

(廃止の認可)

第十四条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

第二節 卸売業者等

(卸売業務の許可)

第十五条 中央卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、農林省令で定める市場(以下この章において単に「市場」という。)及び農林省令で定める取扱品目の部類(以下この章において単に「取扱品目の部類」という。)ごとに(許可の申請)

第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を經由して農林大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 法人である場合にあつては、資本又は出資

の額及び役員の氏名

三 前条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なおうとする市場及び取扱品目

2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を農林大臣に送達しなければならない。

3 第一項の申請書には、農林省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第十七条 農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が、第四十九条第一項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が、第四十九条第二項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現在にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を説明したものを除く。)又は同項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、これらの処分の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前各号の一に該当する者があるものであるとき。

六 申請者が中央卸売市場における卸売の業務

を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。

七 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額(その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下つていないとき。

八 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行なう者の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて第十五条第一項の許可を受けた者(以下この章において「卸売業者」という。)の数が当該最高限度をこえることとなるとき。

2 農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしないことができる。

一 申請者が、第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

二 申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を開始するときは、当該中央卸売市場の卸売業者の間において過度の競争が行なわれ、その結果当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

3 第一項第七号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、農林省令で定めるところにより計算するものとする。

(処分の手続)

第十八条 農林大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。(純資産額)

第十九条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の業務の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他の事情を考慮して、農林大臣が定める。

2 農林大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額(その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下つていないことが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 農林大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても農林大臣がこれを相当と認めるときでなければ、その申出のすべてについて農林大臣が相当と認めるときでなければ、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

5 農林大臣は、第二項又は前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いて、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して公開による聴聞を行ない、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

6 第十七条第三項の規定は、第二項及び第三項の純資産額について準用する。

第二十條 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、毎年二回、農林大臣に対し、その純資産額を報告しなければならない。

2 第十七条第三項の規定は、前項の純資産額について準用する。

(営業の譲渡及び譲受け並びに合併)
第二十一條 卸売業者が営業（中央卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について農林大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を經由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

4 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、申請者となるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、第十七条第一項及び第二項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第一

項の認可又は許可の拒否の処分」と読み替へるものとする。

5 第二十九条第一項の認可を受けた営業の譲受けに係る営業の譲渡及び譲受けは、第一項の規定の適用については、同項の認可を受けた営業の譲渡及び譲受けとみなし、同条第一項の認可を受けた合併は、第二項の規定の適用については、同項の認可を受けた合併とみなす。

(相続)

第二十二條 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の中央卸売市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なつていた中央卸売市場における卸売の業務を引き継ぎ営もうとするときは、被相続人の死亡後六十六日以内に、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に對してした第十五条第一項の許可は、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を經由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

4 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあり、又は同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、第十七条第一項及び第二項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十一条第一項の認可の申請」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十一条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替へるものとする。

5 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(兼業業務等の届出)

第二十三條 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下この項及び次条において「兼業業務」という。）を営もうとするときは、農林省令で定めるところにより、その兼業業務に関する事業計画を添附し、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 卸売業者は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林省令で定める関係をいう。以下同じ。）を持つに至つたときは、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

(名称変更等の届出)
第二十四條 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。

一 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。

三 第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。

四 兼業業務の全部を廃止したとき。

五 他の法人に対する支配関係の全部がなくなつたとき。

(許可の取消し)
第二十五條 農林大臣は、卸売業者が第十七条第一項第一号又は第二号のいずれかに規定する者に該当することとなつたとき（卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちこれらの各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなつたときを含む。）は、第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 農林大臣は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに第十五条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に中央卸売市場における卸売の業務を開始しないとき。

二 正当な理由がないのに引き続き一月以上中央卸売市場における卸売の業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(卸売業者の保証金)
第二十六條 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、第十五条第一項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに、開設者に保証金を預託した後でなければ、中央卸売市場における卸売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他農林省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

3 開設者は、中央卸売市場につき卸売業者から收受する使用料、保管料及び手数料に關し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

4 卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に關し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

の優先して争済を受ける権利に優先する。

(事業年度)

第二十七条 卸売業者の事業年度は、四月から翌年三月まで又は四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

(事業報告書の提出)

第二十八条 卸売業者は、事業年度ごとに、農林省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを開設者を經由して農林大臣に提出しなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十九条 卸売業者の間に於ける過度の競争による弊害を防止し中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件に關する協定(卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に關するものを除く)及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者(以下この条において「他市場卸売業者」という。)との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があらかじめ農林大臣の認可を受けて当該他市場卸売業者との間においてする営業の譲受け又は合併(他市場卸売業者が営業を譲り受け、又は合併後存続する場合を除く。)には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、適用しない。ただし、次の各号の一に

該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき。

二 その認可を受けて締結された協定につき、第三十二条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、農林大臣が当該協定について次条の規定による処分をした場合を除く。)

2 第三十二条第三項の規定による請求が前項の認可を受けて締結された協定の定めの一部について行なわれたときは、同項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、当該協定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 農林大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る営業の譲受け若しくは合併又は協定が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

一 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が当該卸売業者の間又は当該卸売業者と当該他市場卸売業者との間に於ける過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要かつ最小限度のものであること。

二 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が不当に差別的でないこと。

三 その協定に参加し又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者及び関係事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 その営業の譲受けに係る営業の譲渡及び譲受け又はその合併(卸売業者と他市場卸売業者が合併して卸売業者が存続する場合を除く。)について、第二十一条第一項又は第二項の認可の申請があつたとした場合には、その認可をすることが相当と認められること。

4 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の開設者を經由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

5 第十六条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十九条第四項の申請書」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る営業の譲受け若しくは合併又は協定についての意見及びその申請が営業の譲受け又は合併に係るものである場合に於ては譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十九条第四項の申請書」と、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十九条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替へるものとする。

(協定の變更命令又は認可の取消し)

第三十条 農林大臣は、前条第一項の認可をした協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該協定を締結した者に對し、その變更を命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

(協定廃止の届出)

第三十一条 卸売業者は、第二十九条第一項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。

(公正取引委員会との関係)

第三十二条 農林大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第三十条の規定による処分をしたときは、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可を受けて締結された協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に對し、第三十条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(仲卸業務の許可)

第三十三条 中央卸売市場における仲卸しの業務(開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)は、開設者の許可を受けた者でなければ、行なつてはならない。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。

3 開設者は、次項の規定により仲卸しの業務を行なう者を置かない旨の定めをした市場及び取扱品目の部類を除き、市場及び取扱品目の部類ごとに、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者の許可の基準、数の最高限度、保証金その他農林省令で定める事項を定めなければならない。

4 開設者は、市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし、市場及び取扱品目の全部又は一部について仲卸しの業務を行なう者を置く必要がないと認めるときは、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者を置かない市場及び取扱品目の部類を定めることができる。

第三節 売買取引

(せり売又は入札の原則)

第三十四条 卸売業者は、中央卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料

品等で農林省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等農林省令で定めるもの（以下「特定物品」と総称する。）のうちせり売又は入札の方法以外の方法によるものが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 災害の発生その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたと

第三十五条 卸売業者は、その者が第十五条第一

項の許可を受けて卸売の業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、当該許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしてはならない。

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における

卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）若しくは売買参加者（中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱ひをしてはならない。

2 卸売業者は、第十五条第一項の許可に係る取

扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

（卸売の相手方の制限）

第三十七条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者（その卸売業者の当該卸売の業務に係る市場

及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について第三十三条第一項の許可を受けた仲卸業者並びに当該同一の市場及び取扱品目の部類について前条第一項に規定する承認を受けた売買参加者に限る。以下この条において同じ。）以外の者に対して卸売をしてはならない。

ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めたとときは、この限りでない。

（自己の計算による卸売の禁止）

第三十八条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 特定物品のうち当該中央卸売市場外におけるその取引の状況等に照らし卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 出荷者の計算において行なう卸売の方法によつては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規定で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めたととき。

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林省令で定める特別の事情がある場合にお

いて、農林省令で定めるところにより、農林大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等については、この限りでない。（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

第四十条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けしてはならない。

（委託手数料以外の報償の收受の禁止）

第四十一条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

（受託契約約款）

第四十二条 卸売業者は、業務規程で定めるところにより、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、開設者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 開設者は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、当該受託契約約款を農林大臣に届け出なければならない。

（せり入の登録）

第四十三条 卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり入は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならぬ。

2 開設者は、農林省令で定める基準に従い、業

務規程において、前項の登録に係るせり入の資格その他当該登録に關し必要な事項を定め、その登録を行なわなければならない。

3 開設者は、第一項の登録に係るせり入人が中央

卸売市場における卸売の公正を害し又は害するおそれがある行為をしたときは、業務規程で定

めるところにより、その者に係る同項の登録を取り消し、又はその者が中央卸売市場における卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

（仲卸業者の業務の規制）

第四十四条 仲卸業者は、第三十三条第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買入れることが困難な場合であつて、農林省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとときは、この限りでない。

一 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。

二 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者以外から買入れて販売すること。

（売買取引の制限）

第四十五条 開設者は、中央卸売市場における売買取引において、不正な行為が行なわれ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、当該中央卸売市場における売買取引（卸売業者については、当該中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けを含む。）の制限をすることができ

（入荷数量等の公表）

第四十六条 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の入荷数量その他農林省令で定める事項を当該各市場の見易い場所に掲示しなければならない

い。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならぬ。

(市況等に関する報告)

第四十七条 開設者は、農林省令で定めるところにより、前条第一項の生鮮食料品等についての毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額を農林大臣に報告しなければならない。

第四節 監督

(報告及び検査)

第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第四十九条 農林大臣は、開設者又は卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該

開設者又は卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は開設者にあつては第一号、卸売業者にあつては第二号若しくは第三号に掲げる処分をすることができる。

一 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 卸売業者が法人である場合には、その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること。

2 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同項第三号の規定による処分については、第十九条第五項中「相手方」とあるのは「相手方及び当該処分において解任されるべきものとされる者」と、「その者」とあるのは「これらの者」と読み替へるものとする。

第五十条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、業務規程で定めるところにより、これらの者に対し、十万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 六月以内の期間を定めて第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 第三十三条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

と認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 開設者は、中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第五節 雑則

(卸売業務の代行)

第五十二条 開設者は、卸売業者が卸売の業務の全部又は一部を行なうことができなかった場合には、当該卸売業者(卸売業者であつた者を含む)に対しその行なうことができなかった卸売の業務に係る卸売のための販売の申込みのあつた生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、自らその卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせることができる。

2 前項の規定により卸売の業務を行なう開設者については、この章第二節の規定は適用しない。

(報告及び告示)

(開設者の報告事項)

第五十三条 開設者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があると認めたとき。

二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。

三 第五十条の規定による処分をしたとき。

四 前条第一項の規定により卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者に卸売の業務を行なわせたとき。

五 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。

2 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

三 第十五条第一項の許可をしたとき。

四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定による処分をしたとき。

(告示事項)

第五十三条 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

- 一 第七條第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第八條又は第十四條第一項の認可をしたとき。
- 三 第十五條第一項の許可をしたとき。
- 四 第十九條第二項、第三項若しくは第四項、第二十五條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項第一号若しくは第二号の規定による処分をしたとき。

(都道府県知事の經由)

第五十四條 この章又はこの章に基づく命令の規定により農林大臣に対してする許可若しくは認可の申請、届出又は報告は、都道府県知事を経由してしなければならない。ただし、都道府県又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市が開設する中央卸売市場に係る当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、都道府県知事は、当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告について意見があるときは、意見を附して、これらに関する書類を農林大臣に進達するものとする。

第四章 地方卸売市場

第一節 開設及び卸売の業務についての許可

(開設の許可)

第五十五條 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第五十六條 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及

七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。

2 都道府県知事は、第五十五條の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五條第二

び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

3 第一項の事業計画には、施設の種類、規模、配置及び構造その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

(許可の基準)

第五十七條 都道府県知事は、第五十五條の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。

一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第六十五條第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令（この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。）に違反するとき。

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。

項第二号若しくは第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき、その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときは、同条の許可をしないことができる。

(卸売業務の許可)

第五十八條 地方卸売市場において卸売の業務を行なうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、申請者が当該地方卸売市場を開設する者と異なる場合にあつては、当該開設する者を経由してしなければならない。

3 第十六條第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の申請書」とあるのは、「第五十八條第一項の許可の申請書」と、「当該中央卸売市場」とあるのは、「当該地方卸売市場」と、「農林大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(許可の基準)

第五十九條 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、申請者が第五十七條第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないとき、同項の許可をしてはならない。

(廃止の許可)

第六十條 第五十五條の許可を受けた者（以下この章において「開設者」という。）は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十一條 開設者又は第五十八條第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）は、地方卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買入人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(せり売又は入札の原則)

第六十二條 卸売業者は、地方卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、取引の状況等に照らしせり売又は入札の方法によることが不適当と認められる場合であつて、開設者が都道府県の条例で定めるところにより業務規程をもつて定めたときは、この限りでない。

(入荷数量等の公表)

第六十三條 開設者は、都道府県の条例で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の入荷数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

(業務規程の変更)

第六十四條 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第五十七條第一項（同項第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

(許可の取消し等)

第六十五條 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七條第一項第一号に規定する者に該

当するに至つたとき（開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があつたときを含む）、又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反したとき。

二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（報告及び検査）

第六十六條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 雑則

（中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場）

第六十七條 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るもの

であるときは、意見を附して農林大臣に報告し、農林大臣の意見を求めなければならない。

2 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

（都道府県の条例で規定する事項）

第六十八條 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（農林大臣への報告等）

第六十九條 農林大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に關し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に關し必要な助言若しくは勧告をすることが出来る。

第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会

（卸売市場審議会）

第七十條 農林省に、卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることが出来る。

4 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

5 委員は、学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県卸売市場審議会）

第七十一條 都道府県は、都道府県知事の諮問に應じ、卸売市場に關する重要事項を調査審議さ

せるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第六章 雑則

（助成）

第七十二條 国は、第八條第一号又は第二号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、当該地方公共団体に對し、予算の範囲内において、当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

（合併等の場合の課税の特例）

第七十三條 農林大臣は、政令で定めるところにより、地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもの又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場において卸売の業務を行なう者（以下この条において「開設者等」と総称する。）に對し、その者が他の法人である開設者等と合併し、又は他の法人である開設者等に對し出資し、若しくは他の開設者等とともに出資して法人である開設者等を設立することにより、当該開設者等の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針に適合し又は当該開設者等が卸売市場整備基本方針において定められた同項第四号の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 前項の認定を受けた法人が政令で定める期間

内に当該認定を受けたところに従つて合併した場合においては、当該法人の当該合併に係る清算所得については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

3 第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該認定に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加
二 法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の取得

（条例との関係）

第七十四條 この法律の規定は、地方公共団体が、卸売市場であつて中央卸売市場及び地方卸売市場以外のものの開設又は当該卸売市場における業務に關し、条例で必要な規制を行なうことを妨げるものではない。

（許可又は認可の制限又は条件）

第七十五條 この法律の規定による許可又は認可には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（権限の委任）

第七十六條 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第七十七條 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して中央卸売市場において卸売の業務を行なつた者
二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の許可を受けた者
三 第十九条第二項の規定による命令に違反した者
四 第四十九条第一項第二号の規定による命令に違反した者
五 第七十五条第一項の規定により附された第十五条第一項の許可の制限又は条件に違反した者
第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十五条の規定に違反して地方卸売市場を開設した者
二 偽りその他不正の手段により第五十五条の許可を受けた者
三 第五十八条第一項の規定に違反して地方卸売市場において卸売の業務を行なつた者
四 偽りその他不正の手段により第五十八条第一項の許可を受けた者
五 第六十五条第二項の規定による命令に違反した者
六 第七十五条第一項の規定により附された第十五条又は第五十八条第一項の許可の制限又は条件に違反した者
第七十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十三条又は第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第二十六条第一項の規定に違反した者
四 第二十八条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
五 第三十三条第一項の規定に違反した者

六 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
七 第四十九条第一項第三号の規定による命令に違反した者
第八十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第四十八条第二項又は第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第六十条の規定に違反して地方卸売市場を廃止した者
第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第八十二条 第三条第二項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。
附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条の規定は昭和四十六年四月一日から、第四章（これに係る罰則を含む。）の規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（中央卸売市場法の廃止）
第二条 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
（名称の使用制限についての経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に地方卸売市場と

いう文字をその名称中に用いている卸売市場については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後九月間は、適用しない。
（中央卸売市場整備計画についての経過措置）
第四条 この法律の施行の際現に旧法第七條ノ二第一項の規定により定められている中央卸売市場の開設及び整備に関する計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに第五條第一項の規定により中央卸売市場整備計画が定められたときは、その定められた日）までの間は、第五條第一項の規定により定められた中央卸売市場整備計画とみなす。
（開設区域についての経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に旧法第一條第一項の規定により指定されている同項の指定区域は、第七條第一項の規定により指定された中央卸売市場開設区域とみなす。
（既設の中央卸売市場についての経過措置）
第六条 この法律の施行の際現に旧法第二條の認可を受けて開設されている中央卸売市場（以下「既設市場」という。）は、第八條の認可を受けて開設された中央卸売市場とみなす。
2 この法律の施行の際現に効力を有する既設市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日（その日までに次項の規定による申請に対する同項の認可の処分があつた既設市場にあつては、当該認可に係る業務規程の効力が発生する日）その日までに同項の規定による申請に対する同項の認可又は認可の拒否の処分がなかつた既設市場にあつては、当該認可又は認可の拒否の処分があつた日（当該認可の処分があつた日後に当該認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日）までは、第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

3 既設市場を開設している地方公共団体は、この法律の施行の日から起算して七月を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当該既設市場につき第三章の規定に適合する業務規程を定め、農林大臣に対し、その認可の申請をしなければならない。
4 第十條（同条第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項の認可について準用する。
5 第三項の認可を受けた業務規程は、第三章の規定により定められたものとみなす。
（中央卸売市場の卸売業者についての経過措置）
第七條 この法律の施行の際現に旧法第十條の許可を受けて卸売の業務を行なつてゐる者は、第十五條第一項の許可を受けた者とみなす。
2 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に他の法人に対する支配関係を持つてゐるときは、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。ただし、その日までに当該支配関係の全部がなくなつたときは、この限りでない。
3 前項の規定による届出は、第二十三條第二項後段（これに係る罰則を含む。）の規定の適用については、同項前段の規定による届出とみなす。
4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。
5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。
（地方卸売市場に関する経過措置）
第八條 第四章の規定の施行の際現に地方卸売市場を開設している者又は地方卸売市場において卸売の業務を行なつてゐる者は、同章の規定の施行の日から一年間は、第五十五條又は第五十

八条第一項の許可を受けずして、引き続きその業務を行なうことができる。その者がその期間内に第五十五条又は第五十八条第一項の許可の申請をした場合において、許可又は許可の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の処分、手続等についての経過措置)
第九條 附則第四條から前條までに規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、この法律又はこの法律に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則についての経過措置)
第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)
第十一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項の表中中央卸売市場審議会の項を次のように改める。

卸売市場審議	卸売市場法(昭和四十五年法律第六号)によりその権限に属させた事項を行なうこと。
--------	---

第三十六條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 中央卸売市場の指導監督及び農畜水産物の卸売市場の整備に関すること。

(土地収用法の一部改正)
第十二條 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二十八号を次のように改める。

二十八 卸売市場法(昭和四十五年法律第六号)による中央卸売市場及び地方卸売市場

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十三條 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二第二項中「卸売人」を「卸売業者」に、「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十五条ノ六の仲買の業務を行なう者(以下「仲買人」といふ。)」を「卸売市場法(昭和四十五年法律第六号)第三十三條第一項の仲買の業務を行なう者(以下「仲買業者」といふ。)」に、「若しくは仲買の業務を若しくは仲買の業務に、卸売人若しくは仲買人」を「卸売業者若しくは仲買業者に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十四條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十六條の二第二項第八号を次のように改める。

八 卸売市場法(昭和四十五年法律第六号)第二條第四項に規定する地方卸売市場を開設する法人のうち地方公共団体以外のもの又は同條第三項に規定する中央卸売市場若しくは当該地方卸売市場において卸売の業務を行なう法人で、同法第四條に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内に同法第七十三條第一項の規定による認定を受けたもの

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十五條 前條の規定による改正後の租税特別措置法第六十六條の二第二項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する認定を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税について適用し、同日以前前條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條の二第二項第八号に規定する認可を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号中「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条」を「卸売市場法(昭和四十五年法律第六号)第十五條第一項」に改める。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(第一三三〇号)(第一五五九号)(第一五六〇号)(第一五六二号)(第一五七一五号)(第一六二七号)(第一六二八号)
一、BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(第一三三三号)(第一三五〇号)(第一三五六号)(第一三八七号)(第一四二九号)(第一四五七号)(第一五三九号)(第一五九五号)(第一六二六号)
一、米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願(第一三三三号)(第一六一五号)
一、花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願(第一五四五号)

第三三〇号 昭和四十六年二月二十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願
請願者 長野県上伊那郡辰野町辰野町農業委員会内 小野股志外三十九名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一三三〇号と同じである。

第一五五九号 昭和四十六年三月三日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願
請願者 福島県南会津郡檜枝岐村 星保忠 外三十九名

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一三三〇号と同じである。

第一五六〇号 昭和四十六年三月三日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)
請願者 福島県耶麻郡山都町字町尻二、三 五二山都町農業委員会内 眞部武男外六十一名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一三三〇号と同じである。

第一五六二号 昭和四十六年三月三日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(一通)
請願者 福島市山田字北焼野一七九福島県開拓農業協同組合連合会内 丹治常義外七十六名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一三三〇号と同じである。

第一五七一五号 昭和四十六年三月三日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願
請願者 長野県北佐久郡野井沢町野井沢町農業委員会内 佐藤茂重外四十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一三三〇号と同じである。

第一六二七号 昭和四十六年三月四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願
請願者 長野県南佐久郡佐久町佐久町農業委員会内 新海正次郎外十七名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一三三〇号と同じである。

第一六二八号 昭和四十六年三月四日受理
国有林の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 青森県三戸郡名川町大字平字広場
二二 松本正勝外百八十名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一三三一号 昭和四十六年二月二十六日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町四ノ二ノ一六
高垣 照雄

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十六年二月二十六日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(六通)

請願者 京都市右京区嵯峨野芝野町三五
吉田宏二外九十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一三五六号 昭和四十六年二月二十七日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 東京都東大和市奈良橋九六五ノ四
五 小松弘

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一三八七号 昭和四十六年三月一日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 東京都杉並区浜田山三ノ二六ノ六
長村 務

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一四二九号 昭和四十六年三月二日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸西三ノ三ノ四
ノ二〇三 石井忠雄

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一四五七号 昭和四十六年三月二日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(二十通)

請願者 京都市東山区山科西野今屋敷町八
六 築山捷治郎外十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一五三九号 昭和四十六年三月三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 横浜市緑区美しが丘三ノ三六ノ六
木下義盛

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一五九五号 昭和四十六年三月四日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸西一ノ二四ノ
六 山本稔

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一六二六号 昭和四十六年三月四日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市昭和二ノ二ノ二
栃木県酪農業協同組合連合会会長
田代清外十三名

紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三三三号 昭和四十六年二月二十七日受理
米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願

請願者 広島市小磯町八ノ六東洋工業生
活協同組合理事長 沖恒生

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一二〇二号と同じである。

第一六一五号 昭和四十六年三月四日受理
米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願

請願者 広島市小町六ノ三七広島県生活協
同組合連合会会長 清水吉治郎

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一二〇二号と同じである。

第一五四五号 昭和四十六年三月三日受理
花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛
媛県議会議長 吉田忠雄

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

昭和四十六年四月二日印刷

昭和四十六年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局